

摂津市議会

# 民生常任委員会記録

平成17年11月16日

議 会 事 務 局

# 目 次

民生常任委員会

11月16日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件 .....	1
開会の宣告 .....	2
委員会記録署名委員の指名 .....	2
認定第1号所管分の審査 .....	2
質疑（安藤委員）	
認定第7号の審査 .....	15
質疑（柴田委員、上村委員、安藤委員）	
認定第3号、第4号の審査 .....	18
補足説明（保健福祉部長）	
質疑（上村委員、柴田委員、安藤委員）	
認定第8号の審査 .....	42
質疑（村上委員、上村委員、柴田委員、安藤委員）	
採決 .....	59
閉会の宣告 .....	60

## 民生常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成17年11月16日(水) 午前10時 開会  
午後 3時59分 閉会

### 1. 場所

大会議室

### 1. 出席委員

委員長 嶋野浩一郎 副委員長 安藤 薫 委員 柴田繁勝  
委員 本保加津枝 委員 村上英明 委員 上村高義

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 助役 小野吉孝  
生活環境部長 前田宜伸 同部次長兼自治振興課長 大場房二郎  
同部参事兼環境業務課長 紀田光司 同部参事兼環境対策課長 前川 弘  
市民課長 村江 卓 同課参事 浅井重雄 産業振興課長 川上孝也  
同課参事兼農業委員会事務局長 中井文雄 環境センター長 五里江路人  
保健福祉部長 堀口賢司 同部次長兼国保年金課長 佐藤芳雄  
同部参事兼健康推進課長 福永富美子 福祉総務課長 中岡日生  
高齢者障害者福祉課長 登阪 弘 こども育成課長 山本和憲  
介護保険課長 井口久和

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三 同局書記 中井真穂

### 1. 審査案件(審査順)

認定第1号 平成16年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分  
認定第7号 平成16年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算  
認定の件  
認定第3号 平成16年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件  
認定第4号 平成16年度摂津市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定の件  
認定第8号 平成16年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件

(午前10時 開会)

○嶋野委員長 それでは、ただいまから民生常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は本保委員を指名します。

先日に引き続き、認定第1号所管分の質疑を受けます。

安藤委員。

○安藤委員 一昨日に続きまして質問を続けたいと思います。

非常に丁寧なご答弁をいただきましてありがとうございました。順を追って進めたいと思います。

医療費の助成制度につきましては、各こども育成課、高齢者障害者福祉課から細かい数字も含めてご答弁をいただきました。全体を見ますと、制度的には、例えば乳幼児の場合ですと年齢制限が1歳引き上げられるという、市民的に見てもこれはプラス面のものがあると同時に、一部負担金の制度が各制度導入されるなど、市民への新たな負担というのが生まれています。

一方で、市の一般財源等を見ますと、大方といいますか、例えば、老人医療ですと減少しているというようなことだと思います。それから、母子の場合でも減少というような数字をお示しいただいたかと思います。この減少した部分が、これまでの議論では他の施策へのシフトでというようなお話もありましたが、国全体の医療制度の改悪等などで、それから一部負担金の増によって、市民的に見ると非常に大きな負担が押しつけられてくるもとの、そのもとの命と健康を守る大事な医療助成の制度において市の負担が減る、もしくは微増にとどまっているということは、果たして市としての姿勢がどうなのかということをお話しなければいけないのではないかというふうに思いま

す。

介護の分野では予防介護というような考えが非常に重要視されてきました。医療の分野でも、やはり医療費増大のもとで早期発見、早期治療、そのためには健康せつ21のような保健福祉事業などにも力を入れていくという方針が示されていく中で、安心して早めにお医者さんにかかることができるようにするための制度というのがこの医療費の助成制度の一つの役割だと思えます。そういう観点から、市民負担を少しでも抑えるということをごひ考えていただきたいというふうに思うわけです。

例えば、乳幼児医療費の助成制度で一部負担金の制度が11月から始まったのは先般も述べたとおりであります。事務報告書の中にありますように、一部負担金では、11月から2月まで乳幼児の通院部分、それから入院部分を合わせますと4か月で866万円になっています。これを年にしますと、単純にいくわけではないと思えますけれども、月ごとの助成費を見ますと、やはり11月から2月というのは、助成費、医療給付費そのものは上がっている段階でありますから、そこをもとに計算すれば少な過ぎる数字ではないというふうに思うわけで、この4か月分、例えば1年間分に換算いたしますと約2,600万円、これで市民の方々へ新たな負担となっている一部負担の部分を市としてカバーすることができるんじゃないか。

母子家庭医療助成につきましても、4か月分で275万8,000円。これを3倍にしますと、もちろんこちら単純とは言いませんけれども、この平成16年度決算から827万4,000円で母子家庭、ひとり親家庭の方々の一部負担の助成、これを市としてカバーを

して、それこそ子育てを応援する、子どもたちの健康な生活を守るための制度として市民に喜んでもらえることが進めていくことができるんじゃないかなというふうに思うわけです。

関連しまして子どものアレルギー、小児喘息であったりアレルギー疾患であったり、これらも1歳6か月であったり4か月の健診で問診をする中で実態の把握に努めていただいているわけですが、そうした方々、そういった子どもたちのための医療を助けていくという面でも、この一部負担金の制度を再び公費負担をして援助をしていくということも考えるべきではないかと思いますが、その点ちょっと私、今示した一部負担金の制度の数字も合わせましてどのようにお考えなのかをお聞かせをいただきたいと思います。

続いて、生活保護の方の問題であります。

面接記録も現在しっかりとつけていて、パソコンにも入力されているというご答弁がありました。一方で、生活保護はどういった条件のもとでやられるのかという質問だけで来られる方もいるということで、そういう方の対応は、面接記録簿には残っていないというふうなご答弁であったと思うわけです。生活保護というのはやはり医療の分野と同時に、憲法25条で示されている基本的な最低限度の文化的な生活を保障する上でも大切な制度であって、さまざまな事情を抱えて窓口に来られるという方がいらっしゃるわけで、きちんとした面接記録をとって懇切丁寧な制度の説明をする中で、相手の相談者の方々の事情を聞き出して、それに対応することが求められていると思います。

これは平成16年度ですが、ある方がその1年前に窓口に来て、体の調子が悪

くて、しかも仕事がないという状況で、やむにやまれず生活保護の窓口に向ったけども、「就労しなさい」と、「仕事を見つけなさい」ということで追い返されたということがあったそうです。その中で生活の大変さを訴えても、結局はまだ年齢が50代ということで帰された。体の調子はどんどん悪くなる中で生活費にも困って、新たにサラ金からお金を借りて1年間、しかし結局、体調を崩してサラ金のお金も返すことができなくなって、改めて窓口に来たと。そのときには当時の受付記録簿は残っていなかったということでもあります。

いろいろな方が来られるかと思いますが、窓口相談に来られるということはよほどの事情がある方だというスタンスで窓口対応を行っていただきたいと思うわけですね。面接記録簿が書かれてパソコンにも入力されていると。これは生活保護法の執行事務の監査事項の中にも所長決裁まで必要な事務だということでもあります。福祉事務所長の決裁まできちんと行われているものかどうか、この点を改めてお伺いをしたいと思います。

それから、銀行振り込みにつきましては、大体約50%の方が銀行振り込みになっているというふうにお聞きしました。そして、生活保護受給を始められた初期の段階の方についてのみと、それから希望されている方については今も窓口での支給だというお話であります。しかし、これについては、やはり本人さんが、お話にもありましたように、銀行での出金手続きができないとか、そういった手続きができなくて自分でとりにいきたいという方を除いては、やはり極力銀行振り込みの手続きをします。そして、生活保護を受けておられる方々の就労の援助であったり指導であったりという面につい

ては、その支給とは別個に考えてやるべきではないかと思いますが、それについてもお聞かせをいただきたいと思います。

移送費につきましては、適切な運用をぜひお願いしたいと思います。1年ほど前お伺いしたときには、就労に関して、就職活動に対しての交通費は今まで支出した実績がないというようなお話を聞いていました。先日のお話では、後日報告をすることによってその交通費が支給されているというふうなお話がありましたので、その点については改めて適正な運用を求めておきたいと思います。

あわせて医療証につきましても要望としておきたいと思います。

それから、夏期、歳末一時金、これは平成17年度の削減ということで、平成16年度決算とはちょっと離れます。簡単に触れるだけにしておきたいと思いますが、夏期で3,900円ですか、1人世帯。歳末では4,200円が今まで一時金として支給されていたと。クーラー代であったり暖房代であったり、歳末であればさまざまなお近所や親戚との関係もありますので、ささやかな一時金という形で援助金が出されていたというように理解しているわけですが、この間、生活保護の老齢加算が段階的に廃止をされていくと。一方で生活保護基準そのものも削減されてきている。そして摂津市の水道料金の減免制度についても、生保世帯に対しては廃止になりました。水道料金10トン、基本料金が1か月1,197円ですね。そうしたお金も生活扶助費の中から切り詰めてやっていくようにという中で、この一時金を削減していくという大阪府の姿勢であります。それに大阪府が削るから摂津市も削ってしまうというようなことではなく、摂津市としてもしっかりと検討をする必要があるの

ではないかと思っております。

平成16年度の決算では487万1,000円でした。その中の半分の243万8,000円は大阪府の補助金であります。ですから、その残りの半分を二百数十万円、摂津市として頑張ってお支給すれば、これまでどおり生活保護世帯の方々に一時金の支給を継続することができるわけありますので、その点については要望したいと思います。

それから、ケースワーカーさんが6人で1人当たり今、九十数件、どんどん生活保護世帯も増えている状況のもとで100件になっていくというようなお話をいただきました。1か月稼働日数20日と考えますと、1人で1日5件の訪問が必要になってくるのかなと思うわけです。いろいろなご事情を抱えておられる、そしていろいろな人生経験を抱えておられる方々のところに、やはりケースワーカーの方が親身に相談に乗って、適切な指導、適切な自立のための援助をしていくということが、今、本当に求められていると思うわけですが、この1人100件という状況は果たしてどうなのか。もちろん訪問するだけでなくデスクワークもあります。関係団体や関係機関への働きかけというような手続きも事務負担としては大きいものがあると思いますが、今後、生活保護世帯がさらに増えていくという見通しが示されている中でこのケースワーカーさんの6人、1人当たり約100件という件数についてどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

続いて、3番目の障害者福祉の件につきましては、障害者医療等も含めまして、自立支援費制度によって制度の趣旨そのものが介護保険制度と同じように契約形態に変わっていくと。しかし、大きな違いは応能負担が保たれたということだっ

たんではないかと思えます。それによって支援費制度に変わったとしても利用者負担が大幅に増えることもなく、逆に減る方もいらっしゃるという状況にあったのではないかと思えますが、この間、介護保険をはじめとして、社会福祉が受益者負担という言葉によってサービスに対して利用料を課すという制度を、そういう社会福祉の構造改革がどんどん進められている中で自立支援法案が通りました。今後これが応益負担として大きな負担になっていくことが非常に心配されているわけですが、この点についてですね、さっきにも質問しましたが、障害者施策に関する新長期行動計画、これは平成16年に策定事業が行われています。平成17年までの期間で、新たな策定をされているということでもありますけども、この中に障害者施策の理念が書かれているわけですが、障害者の方々に対するサービスが障害者の方々の利益になるのかどうか、果たしてそういう考え方でいいのかどうかという点ですね、考えたときに、この計画の理念はこのように言っているんです。

本市の「憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言」及び「ふれあい都市宣言」に貫かれている基本的人権を尊重する立場から、障害のある市民が社会生活及び社会の発展に参加する完全参加及び他の市民と同様に生活し、活動することができる平等な社会を実現するため、すべてのライフステージにおいて、多方面から障害の程度に即した適切な支援を行い、全人的な可能性の追及をめざすリハビリテーションの理念と、障害のある市民が地域社会の一員として、障害のない市民とともに生活し、活動することが当然の姿となる社会づくりをめざすノーマライゼーションの理念のもとに、この施策を

推進していく、というふうに書かれているわけです。

障害者の方への福祉を障害者の方々への利益と考えてしまう、そういう考え方に立つのか、それともこの中で示されているように、障害者の方々も完全社会参加、社会生活に対して完全に参加できるように、そしてどの人も平等な社会をつくっていくことを資するための施策であるのか、そういう考え方に立って頑張っていくのか、ここに大きく今、行政として問われていると思うわけです。その点ちょっと話が大きいのですが、これは福祉全体にかかわる問題ですから、部長か助役か一度見解をお聞かせいただきたいと思えます。お願いします。

続いて、4番目ですが、児童福祉の分野でその点をお答えをいただきました。児童扶養手当の点はわかりました。

それから、保育所待機児の問題、特に低年齢のゼロ歳児、1歳児の待機は非常に厳しい状況にあるということも現実問題としてあると思えます。配置基準の緩和の問題と、そしてよりよい子育て環境をつくっていくという相反する状況のもとで厳しい運営になっているかと思えますが、新たな保育所も建設されるということでもあります。非常に予算も伴うものでもありますし、かといって、基準を緩和して狭いところに子どもたちを押し込むのはどうかと、この点は非常に担当課としても厳しい選択等を迫られる場合もあるかと思えますが、子育てに責任を持つ行政としての役割、その観点において今後努力を進めていただきたいと思います。

それから、摂津保育所の件でございますが、官から民へという動きが非常に強い中で、昨日の総務常任委員会の議論を聞いておりましたら、官から公へ、公と

というのは市役所ではないんだと、市民も含んで一緒に取り組んでいくことが大事だというようなご答弁をお聞きして、なるほどなと思った次第であります。子どもを育てていくという環境を守っていくという意味でも公立保育所の役割が大きかったことを今の摂津保育園の運営状況からもわかるのではないかなというのを答弁を聞いて感じています。というのは、やはり公立摂津保育所を民営化するに当たって新たな委託先を選ぶときの選考委員会の中で公立保育所の質を落とさないようにするような条件をつけたり、5年間の条件をつけるなど要望して、そういう縛りの中で新たな委託を受けた社会福祉法人さんが運営をしていくというところが、まさにそのことを示しているのではないかなというふうに思うわけですが、そうした縛りを条件として民営化された摂津保育園において、園舎はもちろん老朽化しているということはありませんけども、無償貸与しているわけです。そして新たに建設する際に市民が集う都市公園の一部を貸しているわけです。こういう点から考えても、それなら公立保育所でなぜいかなかったんだろうかということを感じざるを得ないわけですが、その点はお見解をお伺いしたいと思いますし、今後の保育所の民営化方針は、やはりここはもう見直すべきではないかと思いますが、その点もあわせてお願いします。

そして、ファミリーサポートについても実数をお示しいただき、また、コーディネーターの方のお仕事もご説明をいただきました。もちろんこれはPRをして需要を大きく広げていくということは大事だと思います。しかし、子育ての観点でいきますと、既に需要としてあって、待機児の多い保育所の問題、ここをまず解

決をしていくということが優先順位としてはさきではないかなというふうに思うわけですが、保育所の問題とファミリーサポート、対象とする、また目的も違うと思いますので、その点についてファミリーサポートの充実なども含めて要望しておきたいと思います。

それから、市営葬儀について1点お聞きしますが、6月の議会の中では市営葬儀料の中でメモリアルホールで行われる葬儀につきまして、16万3,500円の中から先般の答弁では8,000円を差し引いた分を業者さんにお支払いをされていたと。6月ではそれに5,500円さらに控除をして支払うということがあるというようなご答弁がありました。今回は改めてもとの8,000円に戻っております。その点については整理がついているのかどうかですね、ちょっとその点だけ聞かせてください。

保健所支所の問題は今後も支所がなくなってしまう大変ご苦労が多いかと思っておりますけども、保健所との連携を深めていきたいと思っております。

ごみ減量、それから公害対策につきましても、ごみ減量についてはちょっと私の質問の中でなかなか進んでないのではないかなというようなご質問をさせていただきましたが、ご答弁では事業系のごみでもかなりの減量が進んでいるというようなお話をいただきました。今後さらに減量に向けて取り組んでいっていただきたいと思っております。

そして、公害対策につきましても、RPF、RDFの施設、それから産業廃棄物中間処理施設、またごみの焼却場等がたくさんある地域でありますので、大阪府と連携して大阪府任せにしないでですね、市としてきちんとしたチェック機能を果たすようお願いをしておきたいと思

います。

それから住民基本台帳カードでござい  
ますが、市民課へ行きますと住基カード  
をつくりましょうという総務省のポスター  
が張られています。現段階で三百数十枚  
ということであるわけではありますが、心  
配されるのは、やはり住民基本台帳の法  
律がつくられ、ネットワークにのせられ  
るという中でですね、情報漏洩であつた  
り、それから個人情報保護法が生まれま  
したけども、何かあつたとき、何かあつ  
てからでは大変遅いということでの心配、  
そして行政や国権力が個人の情報をつか  
んで、これをほかに流用してしまう、そ  
ういうことも非常に心配されていたわけ  
です。今は法律で目的以外に使うことは  
禁じられて、細かく業務も指定されてい  
るわけですが、これは、順次、法改正を  
すればどんどんどんどん拡大していくこ  
とになりかねません。そういう点から私  
ども非常に厳しく注目をしながら見てお  
きたいと思いますが、住基ネットを接続  
して万が一、不正アクセス等があつたと  
きに直ちに切らなければいけない。そう  
した条例上の担保がなかった状況でも、  
なかったという点においては、昨日、総  
務常任委員会では条例改正に向けて検討  
を進めるというようなお話もありました。  
市民課の運用として住基ネットをつなげ  
るとき、恐らくパスワード、もしくはカー  
ドによって行われると思いますけども、  
いちいちその方が席を立つときにはきち  
んと切断がされるのかどうか。席を立っ  
ている間にほかの人が入ってきてそのま  
ま運用ができてしまうということになっ  
ていないのかどうか。それから、いろい  
ろな方がやはり市民課の窓口の中に入っ  
てこられる場面もたくさんありますが、  
そういったところを市民の方が見ておら  
れまして、住基ネット個人情報、特に住

民票の閲覧の問題なんかでも今、社会か  
ら注目されているときであります、  
そういった点についてのお考えについ  
ては改めてちょっとお聞かせいただきたい  
と思います。

あと産業振興の方も、川上課長から大  
変丁寧にご答弁をいただきました。人材  
育成であつたり、それからいろいろな購  
買実態調査であつたり、通行量調査であ  
つたり、その中で業態の変更をして、す  
まやかな業種転換というんですかね、大  
規模店ではない地元で買えるようなもの  
という業種転換なども産業振興のために、  
地元の商店活性化のために必要ではな  
いかというようなお話をさせていただい  
たかと思ひます。もちろんこれは重要な  
ことであつて、手を抜くような仕事では  
ないと思ひますが、現に今シャッター通  
りと言われるような商店街が全国で大  
きく増えてくる中で、また摂津の、地  
元の商業を活性化としていくという直  
接的な手だては果たしてないものかど  
うか、ぜひ検討していただきたいと思  
うんです。

この間、商店ではなくして摂津市でお  
仕事されている業者の方々の仕事を増  
やしていくという点で、各市で進めら  
れている小規模工事の希望者登録制度、  
この間もご提案を申し上げてまいりま  
した。入札要件にかからない小さな零  
細業者の方々が摂津市の小さな仕事を  
希望登録をしておいて、そこの人に発  
注していくという制度であります、こ  
れも昨日の総務常任委員会の方では検  
討が進められるというようなご答弁が  
ありました。そうした摂津市内の業者  
さんの仕事を増やしていくというよう  
なことも、ぜひ産業振興としていろい  
ろな部署と関連するわけ  
であります、連携をして検討して  
いただきたいと思ひます。

これも小規模工事希望者登録制度とあ

わせて、私、住宅リフォーム助成制度というのを二度ほど本会議の方でも取り上げました。先般の議会でも耐震補強工事への助成制度の提案の質問もあったかと思えます。住宅リフォーム助成制度、私、質問したときには、個人資産の形成になるとか、なぜ建設業者に絞るのかとか、既に住宅ローンなどの他の施策があるというようなご答弁でありましたが、やはり各自治体で、全国でこの住宅リフォーム助成制度が進められているわけで、東京であれば、一たんなくなっていたものがまた復活をしてきた、これは悪質リフォームを防止するという点でも非常に有効な手だてだと思えますし、市が負担する補助金の十数倍、30倍近いお金が市の中で動くような制度ということで、住宅関連事業だけでなく幅広く摂津市の経済を活性化させていく効果があるということで全国でどんどんと進められてきているんだと思っています。この点はちょっと決算の方から大きくずれておりますので、お答えできる範囲で結構ですが、ぜひ検討をお願いしたいと思います。もしお答えできれば見解をお聞かせください。お願いします。

○嶋野委員長 それでは答弁をいただきます。

川上課長。

○川上産業振興課長 最後にご指摘がございましたんですが、とりわけ住宅リフォーム制度、ご質問の中にもございまして、今までも機会をとらまえていろいろご指摘なり方向性へのご提案というようなこともいただいていることも十分承知をしております。私どもなりに日々新聞報道等も十分注意をしながら、ご指摘のように全国的に新たにその制度に着手をされるという自治体もおありになるということは、それなりに承知はいたしてお

ります。

ただ、府議会あたりでも同じようなご論議があるようでございまして、そんなやつも拝見しとるんでございませけれども、そちらの方でも、もう少しちょっと検討、研究をしたいというようなことだったようでございませけれども、私どもも基本的にはちょっとまだその枠を残念ながら出ないと申し上げざるを得ません。もう少しお時間をいただきまして研究をさせていただきたいというふうに考えております。

○嶋野委員長 中岡課長。

○中岡福祉総務課長 生活保護に関して数点ご質問でございますので、お答えさせていただきます。

1番目の記録簿の件でございますが、相談も含めて記録簿はとっております。従来より所長決裁をしております。

なお、窓口での親切丁寧な応接につきましては、今後もより一層、職員に周知しまして、応接に当たるようにと指導してまいりたいと考えております。

2番目の銀行振り込みの件でございますが、300件、約50%の方が振り込みを利用させていただいておりますが、やはり残りの方、約半数おられるわけですが、病院とか、入院されているとか、施設に入っておられる方は当然施設の方に送金するわけですが、やはり新規開始間もなくの方とかですね、それからやはり引き出しが困難な方も当然おられますし、それから処遇上、援助指導が必要な方もおられますので、そういった方については、とりあえず窓口へ来ていただいてお話を聞いたり指導したりということがあります。また、それが順次落ち着いてくるといいますか、きましたら、また振り込みにしていただくように処置をしております。

3番目の移送費の件ですが、今後も適正な事務に努めてまいりたいと考えております。

ケースワーカーの件でございますが、現在、担当1人100世帯を超えておる状況でございます。職員に負担がかかっているのも事実でございます。この件に関しましては、職員の増等の問題も絡みますので、人事課と十分協議してまいっておりますし、今後も進めていきたいなと考えております。

○嶋野委員長 浅井参事。

○浅井市民課参事 住基ネットの画面上での操作に当たりましてご懸念をいただいたわけですが、私どもの住基ネットの画面については、業務を操作する場合に画面は常に操作者カードを入れてくださいという画面にしております。操作業務を必要とする場合、その操作者画面に対して市民課の中で限定された住基ネットを処理できる者を限定しておりますが、その者が操作者カードを挿入した上で、さらにその者が一人一人管理しておる個人のパスワードを入れることによって業務画面に進んでいくという形になっております。

それぞれが個々の業務を処理した場合、業務画面を終了させて、またその操作者カードを入れてくださいという画面に戻しておくというのが我々の指導しておるところであり、現実にはそういうふうになっておりますので、市民課の職員であっても、その限定された住基カードを利用できる権限のない者にとっては住基ネットの画面を操作できませんし、ましてや、他の課の職員においてもできないという形で、住基ネットの端末管理については適正になっておるものというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○嶋野委員長 山本課長。

○山本こども育成課長 こども育成課にかかわりますご質問について、ご答弁申し上げます。

まず、医療費助成関係でございますが、乳幼児医療、母子医療、ひとり親医療でございますが、医療においては平成15年、平成16年で微増、または微減を一般財源ベースでしておる関係で、市民の方にお支払いいただいている一部負担についての検討をしてみてもどうかというご質問でございますが、委員の方からご説明がありましたように、まず乳幼児医療におきまして昨年決算を1年ベースに直しますと約2,600万円、母子医療、ひとり親医療におきましても約820万円という金額でございます。

今、大阪府制度におきましては一部負担を導入する形で制度助成をいただいております。そこを、市の制度を一部負担をなくすというような制度にいたしますと丸々まず市単独の助成になると。

また、ひとり親家庭、母子医療につきましては、来年度から大阪府の助成が5分の3から2分の1に減額になると。

他の老人、障害、全体を継続的に助成していくために、今年の議会におきまして継続的に我々もしていきたいということで一部負担の導入をご提案させていただいて、可決いただき、今現在に及んでいるということでございますので、その辺につきましてまたご理解をお願いしたいということでございます。

ただ、大阪府の方で今年度に入りまして、各市ブロック代表を集められて福祉医療制度課題等検討会というのを開催しております。この辺の詳細等々につきましては、高齢者障害者福祉課の登阪課長の方からご説明をさせていただくということでお願いをいたします。

摂津保育園に関するご質問でございますが、今現在、三島公園の一部を使いながら建て替えを行っているという状況から見れば、また公立保育所の保育内容等々を継続して引き継いでおられるということから、なぜ公立でできないのかというご質問でございますが、やはり現状、当時、大分老朽化が進んでおりました。これを公立で建て替えるとなったらそれなりにといたしますか、市の一般財源ベースの金額ははかりしれないものがあると。

また、今般、今年度の大阪府全体の内示状況を見ますと、公立保育所、他市の状況はわかりませんが、すべて民間の法人さんの分が内示で結果を得ているという状況を見たときに、果たして公立でそういう申請を挙げたときに、優先順位からいくとやはり民間さんが優勢になるという過去の経過もございますので、そうなれば老朽化等の状態で、保育環境の増大で保育を継続していただくことになると。民営化させていただいたことにより建て替え等も進み、また建て替えにより新しい保育サービスもしていただけることになり、また保育環境も向上するというところで、ある一定民営化の成果があるのではないかとということで理解をしておりますので、ご理解を賜りたいということでございます。

さらに今後の民営化についてでございますが、現在の基本方針といたしましては、財政状況が好転しない場合には、さらにもう1園の民営化について検討するということが現在の基本方針でございます。

○嶋野委員長 登阪課長。

○登阪高齢者障害者福祉課長 それでは、福祉医療制度改正に伴います一般財源の減によりまして、改正に伴い導入されました一部負担金の患者負担を公費負担で

きるのではないかとのご質問でございますが、現在、大阪府の補助制度が乳児医療費制度で2分の1負担になっておりました、他の医療につきましては5分の3となっております。これが平成18年度から他の医療も乳幼児医療と同様に2分の1となることから、平成16年度の実績ベースで考えますと、約2,700万円の補助金の減と想定しております。また、各医療につきましても、今後、医療費の実績が増大してくるというふうと考えております。

このようなことから、制度導入時に申しあげましたように持続可能な制度の再構築ということで、一部負担金の制度の継続につきましてもご理解をいただきたいというふうに思っております。

ただし、一昨日の答弁でも申しあげましたように、大阪府の方で福祉医療複数医療機関受診実態調査が実施されておりました、その結果を一昨日申しあげましたように、全体としましては当初の想定範囲内でございますが、一部負担額が大きい方もいらっしゃるということを受けまして、現在、大阪府、大阪市と、それから市長会及び町村長会を代表いたしまして、各ブロックから選出されました5市1町1村で福祉医療制度課題等検討会を設置しまして、本調査結果をもとに今後の制度的な対応も含めた検討を行っております。この検討結果を待って市としての今後、一部負担金のあり方についての対応を決めてまいりたいというふうと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、障害者自立支援法の施行に伴い、今までの応能負担から応益負担へということで、その評価についてということでございますが、委員のご指摘の問題につきましては、障害者自立支援法そ

のものの評価にかかわることと認識いたしますが、本法の評価につきましては障害者団体の間でも非常に意見の相違があり、難しい問題というふうに認識しております。ただ言えますことは、障害者自立支援法が出されてきた背景には、支援費制度のもとにおける財源不足が大きな要因であることは間違いないところであるというふうに認識しております。国は支援費制度の財源不足を補うために厚生労働省内の予算をかき集めまして、何とか支援費制度の財源不足を大きな問題としないようにつくろってきたというのが現状でございます。したがって、その一方で支援費制度に基づかない他の事業において補助金が削減されたり、あるいは当然措置されるべき予算が措置されなかったりなどの事態が起きており、施策の推進に大きな支障を来しております。

確かに委員ご指摘のように、利用者負担の問題をとりますと、これまで負担のなかった方が来年4月からは所得に基づいた月額負担上限の措置などがあるとはいえ、原則1割負担ということですから、負担が増えることはこれは明らかであります。また、先日も申し上げましたように、制度改革が全般にわたっておりますので、障害当事者をはじめ、行政も含めました関係者が不安を持っていることも事実であります。しかし、現行の支援費制度をこのまま継続していけば、ますますサービスに要する費用が膨らみ、いずれ早晚、サービスの個別給付については絞り込まざるを得ないような状況になることが想定されるのも事実でございます。制度の見直しは避けて通れない問題であるというふうに考えております。したがって、今後、自立支援法の内容の問題につきましては自立支援法にとどまら

ず、国の障害福祉全般にかかる施策の推進状況の中で、障害当事者や関係者の理解を得ることができるかどうかにかかわっているというふうに考えております。

また、市町村におきましては、このような中で、本来、国が負担すべき費用を市町村に転嫁することのないよう注意していく必要があるというふうに考えております。市といたしましても、このような国の動向を見極めながら、障害当事者や関係者のご意見を聞きながら、必要に応じては市長会等を通じて国や府へ要望してまいりたいというふうに考えております。

○嶋野委員長 福永参事。

○福永保健福祉部参事 市営葬儀の使用料、委託料の件でございますが、平成17年度、今年度の委託料の契約をする際に、市営葬儀の指定業者さんとの中で昨年度よりもさらに5,000円減額して委託料を設定するという方向で考えておったわけでございますが、結局、最大使用料8,000円が1万3,000円になるという形になるということで、市民に還元すべきではないかというようなご議論をいただく中で非常に混乱しておったわけでございますが、これまで市営葬儀使用料ということで、メモリアルホールでの市営葬儀がどんどん増えていく中で、安価で簡潔なと申しますか、そのような葬儀をするという市営葬儀のあり方そのものが疑問点等、課題ということで残っております。種々ご意見をいただく中で、本年度は昨年度と同様の契約であるということで推移しておりまして、ただいま市営葬儀のあり方そのものを根本のところから考え直すということで検討しているところでございます。

○嶋野委員長 応能負担から応益負担に対する考え方、サービスは本当に利益な

のかということに関しまして答弁いただきます。

堀口保健福祉部長。

○堀口保健福祉部長 経費の問題なんですけど、応能負担、応益負担、いろいろあるわけですが、これは社会的な流れという部分も大きな問題だと思います。これは何かといいますと、やはり国あるいは市町村の財政的なものから発生したものだと思っております。

また、先日も三位一体改革の中で生活保護費の削減が示されました。これは案としてですけれども、そのときにですね、各都道府県こぞってこれについて反対だと、というのは何であるかといいますと、生活保護、これが実際に実施されますと、各都道府県あるいは一番大きなのが市町村ですけれども、ものすごい負担になってまいります。

このような中で社会的弱者をどのようにしていくのか、あるいは弱者を救っていくのは当然のことなんですけれども、これは市町村の問題だけでなく、当然、国や府もかかわった問題ですので、何らかの手だてがあってもいいものなんですけれども、そのあたりでもいろいろな補助金が削減されているのも現実でございます。

弱者と思われる方へのどのように対応していくのかなというのは、これは恐らく経費のかかる問題だと思いますけれども、市も今現在いろいろな経費の削減も行っておりまして、市の財政状況、また国の財政状況、これは当然、皆さんご承知の状況であります。また各種の我々の施策だけでも高齢化などによって自然的に扶助費の大幅な支出も増えておりますので、全体的な中でこれは調整していきたいなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○嶋野委員長 安藤委員。

○安藤委員 医療費助成の問題については、昨年11月から一部負担の制度が導入されたということで、まだ年間通しての実態というのも今調査もされて、想定内の結果もあり、負担が増えた人もいるというような結果をお示しいただいたわけですが、摂津市としてもですね、やはり医療費の問題、早期発見、早期治療という意味ではお医者さんにかかりやすくしていく。そして、やはり子育てを応援していこうと思ったときに、小さなお子さんを抱えている人たちを支えていく。これは社会的、全国的にもこの流れというのは大きいですね。乳幼児医療助成制度、無料化というのがもう大きく広がってきているわけです。そうした中で大阪府が一部負担金の導入ということがありますから、全国的にもこれは逆行していることであって、改めてこれは要望としておきたいんですが、大阪府に対して、この検討会議の検討なんかもありますけれども、大阪府へ、また国に対してこれは強く要望していただきたいということをお願いしたいと思いますし、摂津市としてもそういう観点で模索を続けていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

生活保護の方につきましては、1人当たり100件、これが多いのか少ないのか、もちろんケースワーカーさん一人一人の経験によっても差は出てくる問題だと思います。しかし、生活保護を受給されている方というのは、さまざまな人生を経てこられた中で、いろいろな体験をされた中で今そういう困難な状況に陥って生活保護を受給されている方もたくさんいらっしゃいますので、やはり経験豊かな職員との連携も必要ではないかというように思うわけです。1人当たり10

0件で非常に過剰負担になってくると、一人一人に懇切丁寧な適切な援助、指導というものではなくて、逆に、「これはだめ」「あれはだめ」、そしてプライバシーに立ち入ったような、今度は個人の人権の分野に踏み込んだようなところにまで発展することにもなりかねない。

それから一方では、今、盛んに言われていますけども、生活保護不正受給の問題なんかが盛んにマスコミなどでも取り上げられています。これは本当に由々しき問題であると思います。セーフティネットの制度である生活保護はですね、不正受給者がいるというようなことがまことしやかに世論として広げられていく中で、本当に頑張っている方々が生活していく上で自分の生存権として確立している制度が受けにくくなる、ためらうような形になる、そういうことがあってはならないと思うんですが、そういったことを起こさないためにも、やはりケースワーカーさんの懇切丁寧で適切な援助が必要でありますし、そういう点では本当に市民の命にかかわってくる問題だと思しますので、改めてケースワーカーさん増員であったり、それから一人一人の能力の向上を図っていただくようにこれも要望しておきたいと思っておりますし、銀行振り込みや医療券、それから面接記録をこんな小さなメモでちょこちょこ書いておられる人をたまにお見かけするわけですが、もちろんきちんとした記録簿がある、パソコンに打ち込んでおられるということでもありますので、きちんとした運用を進めていただきたいということを改めて要望しておきたいと思っております。

それから、保育所の方であります、もちろん民営化がされて引き受け先の社会福祉法人さんが新たな保育ニーズを担ってやっていかれること、充実した保育を

進めていただくということに対しては大いに期待するものであります。同時に、そうした新たなニーズをお願いする中で、やはり市民、保護者からしてみたら公立の保育所を残してほしいという思いから選考委員会の中でいろいろな思い、要望が課せられたわけでありまして。財政の問題、もちろんこれは無視するわけにはいかない問題。障害者福祉やいろいろな福祉での応能負担、応益負担、受益者負担、さまざまな問題も今、部長からお話もありましたけども、問題はあるかと思っておりますが、市民一人一人の子育てであったり、それから医療であったり、福祉、その窓口というのはやはり市役所であります。その市役所に市民が訪れて自分の思いをぶつけたり自分の願いを訴えたりするわけで、一番市民の声を理解しているのも市役所だと思います。そうした中でさまざまな法律が国の方でつくられてきます。障害者自立支援法もそうですけども、いろいろな法律ができてくる中で財源の問題、国の財源の問題いろいろありますが、しかし、憲法の精神からおいてですね、それから摂津市の障害者の計画の中でもありますように、障害者の方々が弱い立場の方だから助けてあげるというようなものではなくて、本来、そういう障害者の方も障害のない方と同じように社会参加ができて、平等に生活できる社会をつくっていくというのが、これはその方々の利益でなくて社会全体の利益であるという精神がうたわれているわけですから、その精神に基づいてですね、財源問題もありますけども、その観点からの運用をぜひ図っていただくということが重要だと思うわけですが、その点は、もう一回ちょっと受益者負担という考え方について財源の問題はありますよ。国の方の制度として国庫負担金の削減であったり、

それから持続可能なものとか言われています障害者自立支援、支援費ができたときも新しい財布をつくったわけですから、これはできたときからいずれ財源不足が起きるということはわかりきったことであって、国が本来持たなければいけない部分をもう既に断ち切っておいてから、その部分の負担を業者さんであったり利用者さんにどんどん転嫁していくという流れがあるわけですので、そういったことも含めて市民の暮らしを最前線で守る市役所としての考え方までが受益者負担というような考え方に変わってしまったときに、果たして本当に摂津市が求める、憲法がうたっているノーマライゼーションの社会をつくっていくことができるのかどうかということを私は心配しているわけで、その点についてはちょっと助役から最後お聞かせください。お願いします。

住基ネットの方はわかりました。

それから、住宅リフォームのお話もぜひいろいろな研究もされ、工夫もされていく中で、地域に合った制度として生かされる制度として進められておりますので、研究を進めていただきたいと思えます。

○嶋野委員長 それでは助役。

○小野助役 大きな話ですので、応能にしろ応益にしろ、それなりの施策にはそのどちらも取り入れたり、もちろん使用料においては当然この議論にもありますが、やっぱり応益によってやるべきではないかというようなことも申し上げてまいりました。

例えば、担当のこども育成課の課長が申しましたけども、今後の財政状況の中での1保育所という考え方もありますし、それからもう1つは、やっぱり考えなきゃならないのは、この議論ですが、税で賄っ

ているとするならば、公立保育所は何をなすべきかというような、こういう議論もやっぱり私は大事だと思っております。いわゆる障害児保育について、豊能に次いで摂津は2番目に障害児保育を開始したところですね。それから、看護師においても、摂津は単独でゼロ歳児に置いておるところですね。そういった速やかといいますかね、やっぱり民でやるべきものと、公で税で賄っている部分の保育はいかにあるべきかという、こういう議論も私はもう1つは必要でありますし、今後、私どもは決して公立保育所についてこの状況のままで推移するとも思っておりません。今後の状況によってはまた議会とも十分ご協議しながらやらなければならないと思っています。

しかし、いずれにいたしましても、昨日も総務常任委員会でございましたように、摂津の今日の状況で、やはり私どもは、部長会でも言ったんですが、105.6をもう少し厳しく見つめる必要があると思えます。今財源、190億円ですから、5.6で約10億円、これは歳入で上げるか歳出で経常的な経費を削るしか100になり得ないということでもあります。

したがって、例えば、隣の市で申し上げとったんですが、隣の市は90に近づいたと、大変な状況になったと、どう対応するかというような状況と、私どもの何か105.6に慣れてしまっておるのではないかという行政もですね、そういう気がしてなりません。したがって、平成18年度予算につきましては、応能応益というその形もありますが、基本的には、やはり人件費、公債費、繰出金、施設の問題、市税の問題、基金の活用、下水道特別会計の問題、それから公社の健全化問題、もう数多くございますから、

私どもはその中で一定の方向をもう一度出しながらか見直ししなきゃならない。

もっと申し上げるならば、国基準を上回っている施策事業、市単でやっている事業、この2つで一般財源ベースで16億円出してあります。16億円にのぼります。この辺をどういうふうにか考えるか。

私は、もう1つは、味舌小学校の統廃合のところでも言うたんですが、確かに行政財政改革を進めるあまりにおいて、結果的に市民が出ていってしまうということについては、これは何としても避けなければならない。この辺のすりあいをどう考えて市民サービスを展開するかと。しかし、現実に105.6というのは府下のワースト2位であり、全国の7位というこの状況はですね、これはもうはっきりと申し上げて、繰出金と公債費で府下平均値であれば91.6か7になるはずであります。そういったことも十分議論しながら、安藤委員の言われた答えになっているのかしれませんが、平成18年度の予算の中で十分これは議論して、私は助役としてトータルの問題としてこの問題を考えたいということを考えております。

○安藤委員 助役からもご答弁いただきました。経常収支比率105.6ですね、全国でもワースト7位という状況。数字で財政状況というのも私も理解しております。しかし、財政状況が悪いということと、それから市としてどのような姿勢に立って運営をしていくのかということをやっぱりしっかりどのような姿勢でやっていくのかというのは基本に据えなければ、もう数字上だけで動かしていくのであれば、国基準にどんどん合わせて、さき引き下げていくというようなことになりかねません。先ほど総合的に議論をしなければいけないとおっしゃっております。

すので、その点はしっかりと受益者負担、これを福祉の分野に本当に持ち込んでしまっているのかということをお問われていますので、改めて最後に意見として申し上げておきたいと思ひます。

それから、1つ漏れましたが、市営葬儀の問題については、多くの人からですね、やっぱり市営葬儀でありますから、わかりやすく透明性のある葬儀というものをしてほしいという声が上がっています。市民の納めたお金が流れる先がどこに行っているのかというのが不明瞭な状況のまま、6月の議会でも委員会の報告等がないというお話が同僚委員の方からも指摘されていたわけですが、6月の議会でお出されたことがまたもとに戻ったということであれば、それはきちんとした報告もいただくことを改めて要望して終わりたいと思ひます。

○嶋野委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野委員長 以上で質疑を終わります。暫時休憩します。

(午前11時 休憩)

(午前11時3分 再開)

○嶋野委員長 再開いたします。

認定第7号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑ある方の挙手を求めます。

柴田委員。

○柴田委員 パートタイマー等退職金共済については、長いことこれやってこられたんですけど、今後継続ということも含めて今どのような推移になっていくのかということをおひとつここで教えていただきたいなというふうにお思ひます。もうその1点だけです。

○川上産業振興課長 昨今見ておると、この制度をご利用いただいております。

す加入事業所数でございますね、指標としては、それから、被共済者の方の数、これは残念ながら微減というのとはまっておりませんですね。ただ、その中でもおもしろいことに、この3年ほど見ておきますと、毎年新たに一事業所は新規にこの制度をご利用いただいておりますことはございまして、今のところ大体そのようなことで、事務報告書にもございますような水準に今現在なっておりますということでございます。

一方ですね、そんなことではそういう形が見えておりますが、市内の事業所の全般のご意向はどうかということでは、これは委員もご承知をいただいておりますとおり、もう早いもので5年たちましたんですけれども、各事業所のご意向を承っておりますと、6割程度は言わば自社でそういう制度をお持ちになっておられると。私どもの制度を含めまして、中小企業退職金共済制度、それから特定退職金共済制度、大体10%ぐらい。その3制度の中で私どもの制度が若干少し頭、今持ち上げておるかというようなことだというふうに認識をいたしております。

というようなことではですね、ちょっと今申しましたように、そろそろその意味では、これは年に一遍私ども、これは一昨日ほかのご質問でお答えをいたしましたように、市内の全事業所に対しまして郵便でアプローチをする機会がございまして。その中で制度PRやっているんでございますけれども、そのような機会をとらまえて、5年たってみて今日的に市内事業所のご意向がどの辺にあるのかということでは、機会をとらまえて一度探ってみるべき時期かなという具合に思っておりますけれども、ただ一方では、細々ながらも新規のご利用ということもある中ではですね、かつ加えて申し上げ

れば、おおむね毎年度の一般会計からの繰り入れにつきましては100万円から150万円見当というようなことにこのところはなっておりますので、このようなことで、今、急にこの制度を全面的に見直してとかいうようなことは考えておりません。

ただ、申しましたように、現在での市内事業所のご意向について改めて把握をするべき時期も認識しておりますので、その辺の考え方も整理をしながら今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○嶋野委員長 柴田委員。

○柴田委員 今、川上課長の方からご答弁いただいて、私も大体この流れというのはわかるわけで、うちの会派の中でも一度議論はしたことはあるんですがね、当初発足をしたときには、パートタイマーとか、そういう労働者が少ない。そういう人たちにはやっぱり福利厚生面も考えてですね、市がこういうことをやってあげたらいいじゃないかということが大きな動きだったと思うんです。その当時には商工会でも同じようなやはりその制度もありましたし、ある企業ではどちらを選ぶかという二本立てというような時代もありました。昨今はですね、パートタイマー、パートに来るその職場そのものが少なくなったり、またそのことまでやればパートの時間給が非常に加算されてくるとかいろいろなことがあって、少し需要と供給の関係の中で推移もしてきているのではないのかなと。

もう1つは、今、我々の事業もできるだけスリム化して、民間またはそれにかわっていただける受け皿でやってもらえるところがあれば、それはシフトしていくということも考えていかないかん。しかし、また今言われるように、この制度

を、少数かもしれませんが、上手に使う、やはりパートの人に安心を与えていくという企業も増えてきているという、この辺ですね、大変難しいところですが、我々やっぱりその辺、生い立ちが何だったのか、現在どのような推移をしているのか、将来こういうパートタイマーの制度が公でやはり継続してやっていくことがいいのかどうかというようなことは検討の時期に入ってきているのではないかと、いうふうに感じますので、ひとつその辺をお考えいただいて、今後のこの制度というものをひとつ市の方向でやるべきかどうかということの課題にさせていただきたいということだけ申し上げておきます。

○嶋野委員長 ほかにございませんか。

上村委員。

○上村委員 パートタイマー等退職金共済に、前回私、お尋ねしていましたように、一般会計の繰り入れというのが増えるのか減るのかということもありまして、100万円前後で推移していくということであります。

これ運用利率を以前見直しされて、今1%ということになりますよね。それと実際支払われた給付額ね、この給付額の算定というのは過去に納めたというか、保険料を納めた会社の人はその過去の運用利率で算定するのか。実際、平成16年度に退職された人は、支払う条件としてはどうなっているのか、そこら辺のからくりがちょっと見えにくいんですけども、今の1%になった時点で支払ったお金というのは1%上積みというか、なるのかね、これは支払い方法がね、給付の条件がどういった率になっているのか、そこだけ再度教えていただきたいというように思います。よろしく願います。

○嶋野委員長 川上課長。

○川上産業振興課長 利率変更は、過去、ご承知のように二度ほどございまして、その都度、それ以降の分についてはその約束をした運用利率でしていくこととなりますので、それまでの分についてはその前にお約束した利率で運用することとなります。したがって、長期にこの制度をご利用いただいて、被共済期間長い方につきましては、時期によってその運用益が少し変わってきているということとはございませぬけれども。

○嶋野委員長 上村委員。

○上村委員 この市独自のパートタイマー等退職金共済制度ね、これは今、大阪府下でもそんなにこの制度があるというのは聞いてないんですけども、これが国の制度への移管等も前までは検討しとるといってお話がありましたけど、今でもその方向性は変わらないのか、この市独自の制度をずっと今後も続けていくのかということと、その方向なのか、あるいは中退共という上部団体といいますか、国並みのそういうパートタイマーの退職金制度に移行しようといくのか、そういう方向性だけをちょっとお聞きしておきたいと思っております。

○嶋野委員長 川上課長。

○川上産業振興課長 ただいま具体的に中退共への移行というようなこともどうなのかというご質問もございました。これは実は大変非公式でございませぬけれども、内々過去にちょっと打診をしたように、これは私、当課に参ります前の話でございませぬので、そのように聞いているということなんですけれども、そのときの中退共側のお考えとしては、ちょっとそのままでは受けにくいというような、ですから移行はちょっと難しいという、そういうようなことだったというふうには聞いております。

ただ、先ほど柴田委員からのご指摘もございまして、その中でもそういう基本的な制度のあり方も含めた検討については、今後、十分留意をして進めるべきであろうということをございますので、その辺は重ねて上村委員からもご指摘をいただいたというふうに承りまして、先ほど申し上げましたように、昨今の事情も十分踏まえまして今後検討を順次進めてまいりたいというふうに思います。

○嶋野委員長 安藤委員。

○安藤委員 パートタイマーのこの共済事業ですね、全国の中でも先駆けて歴史的な背景もあるというものであって、この間、中退共であったり、制度的な格差もだんだん少なくなっている。加入者も減っているというような状況のもとです。しかし、やはりそういうもとでも、そのパートタイマーさんの待遇のためには重要な制度そのものをつくった精神というものは非常に重要なものがあると思います。

特にこの間、正規雇用から非正規雇用へ、パートから今度は派遣へと、どんどんと雇用状況が変わってきているもとで、私どもよく提案申し上げるのは、正規雇用と非正規雇用、この待遇改善、これは待遇については平等であるべきだということに私は思っています。外国の例を見ましても、正規雇用と非正規雇用との待遇、違うのは働く時間という形態であってですね、パートタイマーだからといって、もしくは派遣労働者だからといって、その雇用の待遇の条件が悪くなるということであってはならないというふうに私も思います。

そういった意味から、摂津市が、市内にある事業所さん、雇っておられるパートタイマーの方々にきちんと責任を持った雇用を確保していくという点でも大事

な制度であり、摂津市としての姿勢を示す制度であるとも思いますので、そういった観点からも検討を慎重に進めていただけたらと思いますので、要望としておきます。お願いします。

○嶋野委員長 ほかがございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野委員長 以上で質疑は終わります。暫時休憩します。

(午前11時15分 休憩)

(午前11時16分 再開)

○嶋野委員長 再開いたします。

認定第3号及び認定第4号の審査を行います。

本2件のうち認定第4号については補足説明を省略し、認定第3号について補足説明を求めます。

堀口保健福祉部長。

○堀口保健福祉部長 それでは、認定第3号、平成16年度摂津市国民健康保険特別会計決算につきまして補足説明をさせていただきます。

平成16年度につきましては、前年度に比べ、年間平均では0.6%、208名増の3万2,683名の国保加入者を得て運営を行わせていただきました。その内訳といたしましては、一般被保険者のうち若人が1.5%、338名減の2万1,953名、老健加入者が3.5%、187名減の5,131名、退職被保険者等が15.1%、733名増の5,599名で、各区分の被保険者数は一般被保険者が減少する一方、退職被保険者等が著しい増加をみております。

それではまず歳入でございますが、18ページ、款1、国民健康保険料、項1、国民健康保険料、目1、一般被保険者国民健康保険料は、前年度に比べ1.8%、3,732万円の減となっております。一般

被保険者にかかる1人当たり医療分現年度保険料調定額は前年度に比べ0.3%、221円の減となり、被保険者数も前年度よりも525名減となりましたため、総額でも減額となったものでございます。また、介護分保険料の1人当たり現年度調定額は、前年度に比べ0.1%、15円の減となり、被保険者数も204名の減となりましたため、総額でも減額となっております。収納率は、医療分、介護分を合わせ、現年度分が85.4%、滞納繰越分が13.7%でございます。

目2、退職被保険者等国民健康保険料は、被保険者数が前年度に比べ15.1%の大きな伸びを示したことを受け、1人あたり現年度の医療分調定額は3.7%、3,480円の減となったものの、総額では10.7%、4,855万円の増となっております。収納率は、現年度分96.3%、滞納繰越分24.6%でございます。なお、不納欠損処分につきましては、平成14年度分以前の消滅時効等によるもので、延べ3,443件でございます。

款2、使用料及び手数料、項1、手数料、目1、督促手数料は、前年度に比べ5.8%の増でございます。

款3、国庫支出金、項1、国庫負担金、目1、療養給付費等負担金は、前年度に比べ0.5%、904万円の増となっております。これは療養給付費、介護納付金の増加により4,184万円の増となっておりますが、老健拠出金負担金が3,280万円減少したため、総額では904万円の増にとどまったものでございます。

目2、高額医療費共同事業負担金は、前年度に比べ3.6%、125万円の増で、高額医療費共同事業拠出額の4分の1の交付を受けております。

項2、国庫補助金、目1、財政調整交付金は、前年度に比べ3.4%、1,361万円の増となっております。これは普通調整交付金の増が主なものとなっております。

20ページ、款4、療養給付費交付金、項1、療養給付費交付金、目1療養給付費交付金は、前年度に比べ14.2%、2億1,869万円の増となっております。これは退職被保険者等の増及び老健拠出金負担金分の増に加え、概算払い分が過交付となったことが主なものとなっております。

款5、府支出金、項1、府負担金、目1、高額医療費共同事業負担金は、前年度に比べ3.6%、125万円の増で、高額医療費共同事業拠出額の4分の1の交付を受けております。

項2、府補助金、目1、事業助成補助金は、前年度に比べ14.3%、251万円の減となっており、精神・結核医療給付助成及び収納率向上対策に係る補助金の減が主なものでございます。

目2、老人医療波及分補助金は、対象費用額の減少に伴い、前年度に比べ13.8%、61万円の減となっております。

目3、障害者医療波及分補助金は、増加率の見直し等に伴い、前年度に比べ10.1%、79万円の減となっております。

款6、共同事業交付金、項1、共同事業交付金、目1、共同事業交付金は、前年度に比べ6.3%、974万円の減となっております。これは1件70万円以上の高額医療費533件を対象に交付を受けたものでございます。

款7、繰入金、項1、一般会計繰入金、目1、一般会計繰入金は、前年度に比べ6.4%、3,589万円の減となっております。その内訳は、職員給与費等繰

入金で801万円、出産育児一時金繰入金で680万円が増加したものの、国保財政安定化支援事業繰入金で453万円、保険料軽減分繰入金で4,617万円の減となっております。なお、被保険者1人当たり繰入額は1万6,168円となっております。

22ページ、目2、保険基盤安定繰入金は、前年度に比べ0.1%、44万円の減となっております。これは保険者支援分の減が主なものでございます。

款8、諸収入、項1、市預金利子、目1、市預金利子は、出産育児一時金、葬祭費、高額療養費に係る資金前渡金の預金利息でございます。

項2、雑入、目1、一般被保険者第三者納付金、目2、退職被保険者等第三者納付金は、交通事故等による第三者納付金でございます。

目3、一般被保険者返納金、目4、退職被保険者等返納金は、社会保険加入等による国保資格喪失後の受診に係る返納金でございます。

目5、雑入は、大阪府国保連合会から審査支払業務勘定の余剰金374万1,267円の返戻を受けております。

続きまして歳出でございますが、24ページ、款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費は、前年度に比べ7.3%、934万円の増となっており、電算システム変更委託料の増が主なものとなっております。

26ページ、目2、連合会負担金は、前年度に比べ2.5%の増となっております。

目3、市町村部会負担金は、前年度と同額となっております。

項2、徴収費、目1、賦課徴収費は、前年度に比べ5.7%、254万円の減となっており、その主なものは前納報奨

金率の見直しによるものでございます。

項3、運営協議会費、目1、運営協議会費は、前年度に比べ0.4%の増となっております。

款2、保険給付費、項1、療養諸費、目1、一般被保険者療養給付費は、前年度に比べ8.4%、2億1,769万円の増となっております。1人当たりの保険者負担額は12万7,846円で、前年度に比べ10.1%の増となっており、診療報酬請求明細書件数は19万3,279件でございます。

目2、退職被保険者等療養給付費は、退職被保険者の増加に伴い、前年度に比べ18.9%、2億4,629万円の増となっております。1人当たりの保険者負担額は27万6,269円で、前年度に比べ3.4%の増となっており、診療報酬請求明細書件数は9万1,649件でございます。

目3、一般被保険者療養費は、前年度に比べ6.4%、455万円の増となっております。1人当たりの保険者負担額は3,433円で、前年度に比べ8.1%の増となっており、支給件数は8,669件でございます。

目4、退職被保険者等療養費は、前年度に比べ24.9%、776万円の増となっております。1人当たりの保険者負担額は6,956円で、前年度に比べ8.5%の増となっており、支給件数は3,552件でございます。

目5、審査支払手数料は、前年度とほぼ同額で、29万6,405件分でございます。

28ページ、項2、高額療養費、目1、一般被保険者高額療養費は、前年度に比べ2%、554万円の増となっております。支給件数は3,216件、1件当たり8万6,055円で、前年度に比べ1

5. 8%の減となっております。

目2、退職被保険者等高額療養費は、前年度に比べ41.5%、4,804万円の増となっており、支給件数は1,890件、1件当たり8万6,616円で、前年度に比べ13.4%の減となっております。

項3、移送費、目1、一般被保険者移送費及び目2、退職被保険者等移送費は執行いたしておりません。

項4、出産育児諸費、目1、出産育児一時金は、支給件数237件となっております。

項5、葬祭諸費、目1、葬祭費は、支給件数370件となっております。

項6、精神・結核医療給付費、目1、精神・結核医療給付費は、前年度に比べ0.4%、2万円の増となっており、支給件数は5,308件、1件当たり875円を給付しております。

款3、老人保健拠出金、項1、老人保健拠出金、目1、老人保健医療費拠出金及び目2、老人保健事務費拠出金は、いずれも社会保険診療報酬支払基金に拠出したもので、前年度に比べ1.5%、3,163万円の減となっております。なお、本市の平成16年度平均老人加入割合は老人保健医療制度への移行が停止されているため、前年度より0.7%減の15.7%となっております。

款4、介護納付金、項1、介護納付金、目1、介護納付金は、第2号被保険者1人当たり4万1,665円の拠出金で、前年度と比較して1人当たり5,152円、14.1%増の拠出をいたしました。加えて、前々年度確定拠出分については2,634万円の追加拠出が必要となりましたので、総額では前年度に比べ20.4%、7,985万円の増となっております。

30ページ、款5、共同事業拠出金、項1、共同事業拠出金、目1、高額医療費共同事業医療費拠出金は、70万円以上の高額な医療費の再保健事業として拠出したもので、前年度に比べ2.1%、293万円の増となっております。

また、目3、その他共同事業事務費拠出金は、退職医療制度勧奨業務のために大阪府国保連合会に拠出をいたしたものでございます。

款6、保健施設費、項1、保健施設費、目1、保健衛生普及費は、前年度に比べ22.4%、325万円の増となっております。これは退職振替業務のため臨時職員1名を増員したほか、転倒・骨折予防事業など保健事業の充実を図ったことによるものでございます。

款7諸支出金、項1、償還金及び還付加算金、目1、一般被保険者保険料還付金は224世帯分、目2、退職被保険者等保険料還付金は6世帯分の過年度分保険料を還付いたしてしております。

32ページ、目3、償還金は、平成15年度事業の確定に伴い、超過交付分の療養給付費負担金7,731万907円と老人医療及び障害者医療の波及分補助金91万2,901円を返還したものでございます。

款8、予備費は執行いたしておりません。

款9、繰上充用金、項1、繰上充用金、目1、繰上充用金は、平成15年度の不足額を補てんしたものでございます。

以上、決算内容の補足説明とさせていただきます。

○嶋野委員長 説明が終わり質疑に入ります。

質疑ある方の挙手を求めます。

上村委員。

○上村委員 そしたら私の方から質問を

させていただきます。

まず、歳入で不納欠損額が毎年計上されていまして、2億1,682万4,395円がトータル金額ですね、この保険料に関する。この中身というか、どういう格好で不納欠損という格好になっているのかということをお聞かせ願います。

それと、この際、ちょっとお聞きしますけれども、国民健康保険にかかわる保険給付費、歳出の中で保険給付費の推移を過去3年間どういった格好でトータル金額がなっているのかなというのを教えてくださいませんか。

○嶋野委員長 佐藤次長。

○佐藤保健福祉部次長 まず1点目の不納欠損の内訳についてでございますが、総額が約2億1,600万円の内容になっていますが、この内訳を申しますと、居所不明で不納欠損をいたしたものが193件、金額が906万円でございます。それから摂津市から他市へ転出をいたした後、連絡がとれないものが147件、金額が625万円でございます。それから生活保護を開始をいたしまして徴収不能に至っているものが114件、543万円、それから本人が死亡いたしまして徴収不能となったものが54件、294万円、それから生活困窮等により徴収不能の中で2年の消滅時効を迎えたものが2,290件、1億6,048万円、同じく他市へ転出後に生活困窮等により徴収不能というようなことで2年の時効を迎えたものが645件、金額で3,265万円でございます。

続きまして、保険給付費の3年間の推移でございますが、平成16年度の保険給付費の歳出総額が50億1,000万円でございますが、1年前の平成15年度は44億7,000万円、平成14年

度が38億800万円でございます。ただし、この平成14年度につきましては12分の11だけの執行をいたしておりますので、金額が下がっているわけですが、その前の平成13年度は40億700万円というような形になっておりました、ほぼ年間ベースで申しますと、3億円から5億円ぐらいの幅で保険給付費が増えているというような状況に相なってございます。

○嶋野委員長 上村委員。

○上村委員 不納欠損につきましてはね、非常に追及困難な分もあって致し方ない分もあるかなという気がしますけれども、専門家を配置しながらやっておるんで、ぜひやっていただきたいということと、この退職者保険者の増加が、努力されて増加されて、この分、徴収率が96.3%ですかね、こっちの方が非常に徴収率がいいんで、トータル的には全体の収納率というのが上がっているのではないかなという気がしますんで、このことは今後も努力していただきたいというふうに思っています。

次に、保険給付費ということで今お尋ねしましたけれども、年間3億円から5億円ベースで上がってきているということでもあります。先般、私、一般質問でも国の医療費、今26兆円かかっているのが25年には倍の56兆円ぐらいになると。市長は30兆円が60兆円と、こう言っていましたけれども、そういった伸びが続く中で、摂津市も多分、漏れなくこの伸び率をしていくのではないかなと思っていますし、ということは、国民健康保険料もそれなりに上がっていくかなという見方もあるんですけども、摂津市の場合、国民健康保険料の所得割率が3年間据え置かれてきております。このことについては国民健康保険運営協議会の方か

らも諮問して答申が返ってきております。そのことが、これは平成17年2月3日付で答申書が返ってきておると思います。私、引き続き、この民生の担当をさせていただいておりますので、この資料を持っております。委員長、お願いしたいんですけども、この答申書ね、ぜひ全委員に配付していただきますように、資料をぜひお願いしたいと思います。私だけが持っておるんで、この答申書はぜひ委員の皆さんは持っていただきたいなと思っています。

この答申書に書かれておりますのは、このときは介護保険料の改定があって、介護保険料については改定されたということでもあります。その中で国民健康保険に関することについては、保険料の改定にあたっては、今後も条例に準拠した形で行っていくようにということで、これはずっと過去もこの形で答申がされています。国民健康保険条例、法律に基づいた形で保険料を算定して徴収しなさいということはこの運営協議会がずっと言い続けてきたとるんですよ。このことを市長に答申されとるんですよ。運営協議会は同じことを何回も過去に、この平成15年のころから2年か3年ほど同じことを言っとるんですよ。それで市長はこれを無視し続けてとるんですよ、市長は答申書を。その結果、摂津市の国民健康保険料の所得割率、大阪府下で一番安い位置に来ております。今までは茨木市が一番安かったんですよ。茨木市が平成17年度に改定をされております。それをグラフ化したのが、私、朝ちょっとしたんですけど、摂津市7.26、一番低いんです。いいことですよ、低いということは。今まで茨木市が一番下やったんですけど、先ほどの一般会計の質疑の中で助役が、茨木市は経常収支比率が90に近づいた、

大変だということで、緊急部長会を開いて、どうしようかということでやっております。その茨木市が摂津市より上に、これは10%の保険料率に改定しております。摂津市は7.26で3年間据え置きです。大阪府下平均10.05です。このことは私もずっと言い続けてきていますし、協議会の皆さんもずっと市長に答申しております。このことをなかなか実行に移せない。

これは、国保年金課長は、私、どういう仕事があるのかなというのは、事務報告書に任命事項があるんです。いろいろ書いていまして、そこには国保の運営に関することとか、国民健康保険事業の運営に関することとか、協議会に関すること、保険給付に関すること、保険料の賦課に関すること、被保険者の資格、保健施設事業、保険料の徴収に関すること、保険料の滞納処分、保険料徴収の委託に関すること等々、10項目書いておるんですよ。多分これが国保年金課長の仕事だろうなというふうに思っています。

これを私流にいいますと、これは保健福祉部長からお願いされて国保年金課長がされた。保健福祉部長は多分、市長から、おまえはこれを頼むぞと、こう言われてこれをやっています。諮問は市長にされています。協議会はね、市長にされて、市長がそのことを受けてだれかに指示をする、これが仕事の仕組みですよ。私は議員でそれをチェックする仕事があるんですけど、だからこの協議会の答申を無視され続けているということが、結果的に大阪府下で一番低い。これはいいことなんです。大阪府下で一番安い国民健康保険料で市民は生活されている。これはいいことです。しかし、摂津の一般会計の財政状況、大阪府下でワースト2位。茨木市が摂津市より若干高いとこ

ろへ設定していたら、これはわかります。うまいことお金の使い方をして、市民サービスということで国民健康保険料を安くしています。これはわかるんです。摂津のお金の使い方からいくと、ワースト2まで来て経常収支比率、にっちもさっちもいかない状況の中で摂津市はこういう形になっております。これを3年間も据え置くということは、そして答申は、ちゃんと条例どおりにしなさいという答申を受けながら無視し続けています。私はこれは市長としてある答えを出す時期ではないかなと思っていましたし、私は言い続けております、このことは。それを無視するということは、市長としてこの状態が好ましいというふうに思っておられるのか、まずこれは保健福祉部長にこのことはどうなのかなということをお答え願います。2回目はそれで終わります。

○嶋野委員長 先ほど上村委員からご指摘いただきました運営協議会の答申につきましては、委員全員に配付するように委員長から要請いたします。

それでは、ご答弁いただきます。

堀口保健福祉部長。

○堀口保健福祉部長 運営協議会の答申を無視しているのではないかなというようにお話でございますが、決してそういうことではございませんで、あくまで尊重させていただいております。ただ、今までは医療を大事にしようということで、繰出金、繰入金の問題がありました。引き続き、できるだけ市民の方にご負担いただかないというような方向で進んでまいりましたが、この財政状況で繰出金、繰入金の問題が市全体の中で課題になっております。それに向けまして我々も今後、繰出金、繰入金の問題を国民健康保険料だけではなくてすべての部分で検討していかざるを得ないという状況になっ

ておりますので、これにつきましては今後、市全体で検討を進めていくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

○嶋野委員長 上村委員。

○上村委員 私もずっとこのことを言い続けています。多分、摂津市国民健康保険運営協議会の皆さんも、会長も、同じ文章が毎年、3年間ほど続いています。結果、さっき言ったように、摂津市の国民健康保険の所得割率、大阪府下一番、ベスト1に来ております。

先ほど助役の方からも摂津の財政状況は非常に厳しいというお話もありました。これは一担当者としては、国保年金課長としては、それは国民健康保険のこの運営をきっちりするということが最大の仕事でありましょうし、ただ摂津市全体を我々議員は考えざるを得ないといったときに、やはりこの国保会計への繰出金というものについても見直していかなければならないというふうに思っています。

先般の本会議の中で市長が、摂津市の財政状況の歳出面において、人件費、公債費、繰出金、このところにお話がいつて、公債費、繰出金については見直しするというような発言がね、趣きが見られなかったんですけども、やはり私は本会議場では人件費というものをまず着目しました。この国保についても、やはり国保に関する赤字の分を皆さんが補てんしてくれるのであれば、これは別に問題ないですよ。皆さんがその分を、この前、下水道で皆さんがそういう形で文書による訓告や戒告処分とか受けました。市長が給料減額したりしましたけど、そういう形で職員の皆さんが国保に関する赤字部分をすべて補てんしてくれるのであれば、それは私は別に議員としては問題ないんで。そういうわけにいかないという

気もしますし。やはり市民の皆さんにもこういった形で協力をいただかならん部分もあると。先般の医療制度、厚生労働省が10月19日に出しました医療制度改革の中にも、1つは、この国民健康保険を都道府県単位にするという案も出ております。そうしますと、大阪府下平均が10.05です。いきなりこの10.05まで上げざるを得ないんです。勝手に上がるんです。ましてや赤字再建団体があれば、もうすぐに10.05になります。そうすると一番困るのは市民です。7.2から10.05といたら莫大な上昇率アップです。一番高いのが守口市なんですけれども、12.8%ですね。それから、摂津市の市民と守口の市民とでは大方倍とはいきませんが、倍近い国民健康保険料の開きがあります。

守口は経常収支比率が非常に悪いので、それはこの数字ぐらい。これはちゃんと財政運営を真面目に考えとるなという気はしますけども、摂津市の場合是一般会計が、105.6という経常収支でありながら、繰出金を出して国民健康保険の補助をしておるということは、本当に摂津市民、オール摂津市民のことを考えておられるのかということです。私はせめて大阪府下平均並みにすべきではないかなという思いを持っています。その2億6,000万円、7,000万円ほど今、繰出金を出しておりますけども、これをなくせば大阪府下平均並みになると言われていますけども、ぜひこの協議会の答申、そしてこういう私の意見というものも、ひとつぜひ参考にしていただきたいと思っていますし、このことがオール摂津としての市民に対しての公平性ということではないかなと思っています。このことについてはもう最後にね、私も何回も同じことを言っていますので、再度、

助役の方からお答えいただきたい。ぜひ意気込みをお伺いしたいと思っていますので、よろしく願います。

○嶋野委員長 小野助役。

○小野助役 佐藤次長の方から保険給付費の伸びにつきまして、おおむね平成14、15、16年度で6億、5億というような形で伸びておるといようなこともお示しをいたしました。市長は無視をしてきたんではないかということですが、先ほど佐藤次長が言っていますように、やっぱり国保そのものにおける状況を考えたら、なかなか今までの国保運営協議会の考え方というものがあまして、私も横で見えておりましたですね、非常に喧々諤々の議論をして今日まで来たということもこれまた事実でございます。しかしながら今日にもう一度考えなければならぬのは、先ほど言われたように兆円単位で伸びていくということ国は言っております。そういうことになりますと、やはり国保と社会保障という点で考えてみましたら、やはり基本的には1つはこの制度は強制保険でもありますし、保険料はやはり能力に応じて支払いいただくんだと。しかしながら、一部は国が財政負担をするんだと。しかし、何においても、その基本原理は自己責任で経費の負担に応じていただいて、相互共済的な制度であるというふうにも、この基本に立ち返っていま一度整理をしなければならぬのではないかとこのように私も思っております。今後の国保財政のことを考えてまいりますと、私はやはり早晩、この今言われました国保というのは、ここにもちょっと新聞を持っておるんですが、ちょうど平成13年でしたか、6月に、業者婦人の命奪った国保行政ということで、商工新聞で一面トップで報じられました。私もその大会議室

で、あの超満員の中でトップとして出てですね、これを見ていますと、助役、手続き、窓口対応の改善を約束と。今日も見えていただいたらわかりますように、国保の窓口というのは、ああいうパーティーションなんかで全体的に動いたと。これは1つの大きな中身であります。

ただ、国保料そのものになりますと、今、上村議員もご指摘されているように、市としては、その年、その措置をするのではなくて、市としての今後の中期的な見通しを立て一定のお示しをさせていただきたいなど。平成18年度どうするという事だけではなくて、現在の私どもの本市の保険料と財政、今後における状況、そして市民の負担の、ご辛抱願う負担のありよう、一気に上げないとすれば、それを一定の経過を踏みながらお願いをしていくとかですね、いわゆる平成18年上げて、また翌年ということになかなかやっぱり市民、ここまでお願いしますと、しかし一気にいけないんで、こういう形でお願いしますと、私は今そういうことも含めて、一度これ十分議会で大激論になる中身ではあります、この平成18年度予算の編成の段階の時点ですね、そういったことも含めて今後における国保財政の中期的な問題も含めて、これはご理解得られるか得られんかしれんけど、私どもの真剣に議論した中身を一度作成をし、できるだけ早い時期に議会とご相談をしたいというように思っているところでございます。

○嶋野委員長 上村委員。

○上村委員 今、助役の方から答弁をいただきました。その言葉を信じて私も見ていきたいと思っています。

やはり市民に対して公平性ということも十分に、摂津市民で36%国保に加入しています。3万3,000人の方がこ

の恩恵を受けています。そういう面ではたくさんの方がこの恩恵を受けとるわけですけども、しかし60%の方はこの恩恵を受けてないわけですから、そういった視野に立ってするということと、やはり私は本当に福祉ということで考えるならば、本当に保険料を払えない、あるいは困った人というのはいろんな制度がありますんで、そっちの方を充実させていただきたい。やっぱり特別会計というのはきちりこの会計の中で運営できるような仕組みをつくり上げていくということが、独自性、自立性というものを持たせるということが、これが国が言う三位一体、市町村の独立ということで、特別会計はやっぱり自立して運営すべきではないかなと思っていますんで、今の助役の言葉をぜひ信じて取り組んでいただきたいということを要望して、私の質問を終わります。

○嶋野委員長 暫時休憩いたします。

(午前11時58分 休憩)

(午後 1時 再開)

○嶋野委員長 それでは再開いたします。

質問がある方は挙手いただきます。

柴田委員。

○柴田委員 国保会計のことにつきましては、どうしても聞かないかんのはこの総論というか、先ほど上村委員も聞かれたんですけども、我々がいつも気にするのは、不納欠損額とそれから収入未済額、こういうことで、当初に予算化しても調定額との差異が非常に大きいと。これは過去からもこの問題はどうするんだということで、摂津市の今年の徴収率っていうんですか、85%ですか、そういう数字ですが、もっと悪い市もあるし、もう少しいい市もある。少しむらがあるけれども、国保が抱えているこの問題の一番悩みのところはこれだと。

もう1つは、やはり医療費の伸びですね。これも先ほど聞きますと、3億円から5億円の形の中で伸びてきているということ。将来には国の医療というものはどうなるかということが案じられているわけですが、こういうことで、私も国保連協の会長をさせていただいたようなときに、市の方からの諮問を受けたときに答申ということで、答申を早く行政が求められるというような形もあったように思うんです。その答申をどこで抑えるかということの中に、今、一般会計繰り入れをどこまで嵩上げできるかと、このようなことで推移してきた経緯がありましたけど、最近のこの国保を見ておられますと大変悩ましいというか、その辺が一番ネックになってきたのかなというふうに思うんですが、先ほど助役の方からも少しご答弁いただきましたけど、本当にこれからの国保というものはどのように推移していけばいいのか。三位一体改革との絡みもあわせて、国の方でも都道府県単位でやってみたらどうかとか、国が一本化したらどうかとかいうようなことも出てまいりますし、私らも国保の持っているやっぱり側面というか、ものというのは、社会保険に入れない、そういう人たちがやはり健康を維持し、健康を守り、そして快適な、病気にならない、病気になっても安心して医療にかかれるという1つの最後の底辺としての保険機構ではないのか、こういうことをいつも思うわけです。

しかし、またその中でもですね、ややもするとどうしても値上げをされるのは、高額所得者のところでいつも値上げをされてくると。もう国保の高額者もたまったもんやないと。またこれも査定されるのがその年の1月1日のその人の所得をもってされると、もう既に過去のこと

になっているのに、そのときにその国保料が加算されてくると、このようなことも含めてですね、非常に市民側から言われても問題が多い。そして、これ以上、上げれば上げるほど徴収率が低くなって未納者が多くなってくると、こういう事例が出てくる。どこで将来この国保というものを考えていったらいいのかということになってきているんじゃないかと思うんです。国保会計のほとんどが医療給付費ということになって、事務経費的なことは本当にごくわずかなところで、一番肝心なところは医療給付ということになると思うんですが、そういうことでちょっと総括的な質問になって、助役なり部長がお答えできるのかどうかというのも思うわけですが、これからの国保というのは、今現状、摂津市でどのような状況の中で苦慮されているのか、また一般財源との絡みはどうか、それから今後はどういうふうになることがいいのか、国がどういうふうにかこの国保を考えていかなければいけないのか、その辺も含めて少し行政としての国保に対するお考えがあれば聞かせてほしいなど。

先ほども言われるように、国保加入者が3万何千人で、約3分の1強でしょうか。そういう中での社会保険との公平さということもありますし、いつもそういうことを問われる部分もあるわけですね。その辺も加味して、一度考え方をお聞かせいただければありがたいなど、このように思います。

○嶋野委員長 堀口保健福祉部長。

○堀口保健福祉部長 先ほどもご答弁申し上げましたように、今の財政状況の中で一般財源云々の話がよく出てまいりますけれども、今の摂津市の財政状況あるいは全体の財政状況から見ましても、やはりこれは何とかしなければならない問

題ではないかと思っております。我々が一番心配しておりますのは、この不納欠損とか収納未済額、これは多いのも事実でございます。やはりこのあたりも手を入れていかなければ、一般の方との不公平感、払っている方のまた不信感ですね、そういうもんもあらわれますので、できるだけそういうことのないような手だてを打っていきたいと考えております。

そして、医療費の伸び、先ほどの説明にもあったわけですが、毎年3億円とか5億円とかいうような単位で支出が増えておるわけですが、それを何で補うかといいますと、本来は保険料で補い、あるいは国の一部あるんですけれども、やはりその不足する額は、あくまで国民健康保険という特別会計の中でさばいていくべきものだと思っております。ただ、今まで摂津市が財政的に豊かな部分がありまして、その分で繰り出し、繰り入れということができてきたわけですが、これから今、摂津市も財政再建でなしに立て直しということで動いておりますけれども、果たして、国保に対する繰り出しがどこまでできるのか、あるいは国民健康保険側にすればどんだけ繰り入れをいただけるのかということになるわけですが、これも非常に難しい状況になってきているのではないかと考えております。

そして先ほども言いましたように、国保料を払わなくても国保にかかれるんだというような社会の風潮も一部あるやに聞いております。こういうことになりましたと、やはり実際に高額な保険料を払っていただいている方に対して、保険料を払っていただいて、またそういう方が保険を使わないというような状況になりますと、余計にそういう腹立たしさといえますか、逆な部分かもわかりませんけれ

ども、そういうお気持ちになられる方も多々あると思います。そういう不公平感も直していかなければならないと考えております。

それと、一般財源をどれだけ繰り入れられるのかとか繰り出せるのかというようなことで、これも一定、大阪府の中でも摂津市の場合、非常に1人当たりになればかなりの額がいつているように聞いております。そういう部分では、やはりこの財政状況からはどこかの時点で見直す時期に来ているのではないかと考えております。

○嶋野委員長 柴田委員。

○柴田委員 ご答弁として、その程度しかいただけないかなというのが感じられるわけですが、この国保をやはりこうした行政の中で管理というか運営していくということになってですね、大変難しいので、我々も無責任に国保のことを論ずる前に、やっぱりこういう仕組みだとか、こういうような状況を今後どう打破していくのかと。しかし最後は、一番、今生きていく中で安心をキープできるのは、やっぱり安心できる医療を受けられるということですから、そういう中で国保を受けておられる方が、非常に言葉は悪いですが、低収入の方が多い。また一方では、高額で、職業から離れた人が多いと、こういうちょっとバランス的にいうて、いびつな中での組み合わせの中で今日の国保というものが行われているというふうに思うんです。

これ以上、いくら聞いても行政がやれることというのは限りがあると思うんですが、ここで1つお聞きしたいのは、毎年多額の不納欠損を出していかなければいけない、また、それをあまり厳しくすると、なかなかそれに対する人件費だとか、そういうものを補っていくためのコ

ストも非常に高くなっていく、こういう側面もあつたりして、どこまで公平感を保つために厳しく徴収を高めていけるのかというようなことも我々考えるわけですが、もう1つそこで今後このような推移の中でもう一度お尋ねしておきますけれども、この国保というものがどうあるべきなのかという基本的なことね、もう少し市の方としては、例えば国の制度をもう少しこういうふうに変えてでも、今、国保を管理していく、運営していく、各我々の行政の中で管理がしやすいようにというようなご要望も出しておられるのかどうか、そこらもひとつ含めてね、それからできるだけ調定額と、それから現実の収入額との差異をどのように縮めていかれるということ、先ほどちょっとご答弁ありましたけれども、もう少し具体的にお考えがあれば聞かせといていただきたい。この2点です。

○嶋野委員長 それでは、答弁をいただきます。

まず、不納欠損等に対します姿勢について、それでは佐藤次長。

○佐藤保健福祉部次長 不納欠損の金額がここ数年2億円に到達をしておることにつきましては、担当といたしましても何らかの手を打たないかんという認識はいたしておりまして、ただ、この前提の問題として国保の仕組みの中で強制保険になっておる関係です、本市約1万7,000世帯ほどが国保に加入いただいているわけですが、そのうち約800ぐらいの世帯がほとんど申告もありませんし、連絡がなかなかつきにくいというような世帯が含まれておりまして、この中には全く郵便物も届かんというようなケースもあるわけですが、これらの方々に対しても、すべて保険料は一たん賦課せざるを得ないと。これが2年たつと2

年の消滅時効に引っかかってしまうという形になっておりましたですね、このあたりについては、この2年ほど前から毎年9月に実施をいたしておりますが、該当世帯すべてを家庭訪問して実情把握をしたり、未申告の方については申告をするように勧奨したりというような形でですね、いわゆるこの表現が適当なんかどうかちょっとわからんですけど、いわゆる掛けっ放しになる部分をできるだけ少なくするというような努力をしているのと、それからあと、これはさまざまなご意見のあるところでもあります、短期保険証を交付をしてですね、おおむね4か月に1回ぐらいになりますが、状況をお聞かせいただいて、例えば所得が非常に減ったために保険料の納付が困難になっているというようなケースについては、積極的に減免を適用するというような形で調定額を下げるというような手法であつたり、また家計の状態に応じて分割の見直しをさせていただいて、できるだけ収納につなげていくと、こういうような努力はいたしてきておりました、この部分については今後、年度末段階で約4,000世帯ぐらいが未納というような形で残っているわけですが、さまざまな状況がありますから、それぞれの中身を見極めながら適切な対応をして、できるだけ収納率の向上には結びつけていきたいというふうに考えております。

○嶋野委員長 それでは小野助役。

○小野助役 午前中の上村委員のところでもお答えしたことなんですが、例えば具体的に調整交付金、私も部長なり次長の度量によって、相当、摂津市については一定大阪府を経由して、決算に出しておりますけれども、調整交付金もいただいておりますよ、やはり、国保の財政の安定化ということの

中で。これは当時の総合計画やっておりました石川理事が、直近では大阪府の国保課長であったというようなことも、あらゆる手を使いながら少しでも歳入として頑張ってきたというのも事実でございます。ただ、今後の状況を考えますと、私ども北摂では国保加入率は一番高い市だということにも思います。毎年8億数千万出してあって、おおむね2億7,000万円程度の一般会計からの負担をしておるといふことであります。

それからもう1つ、総務省の財政局から、今後における国保については安易に一般会計から繰り入れすべきではないと。あくまでも受益と負担の中での平等な徴収、納入によってやるべきであると。したがって総務省は、いわゆる一般会計からの繰り出しは保険基盤の安定制度に係るもの、また事務費、育児一時金、それから保健事業、そして国保財政安定の経費を除き一般会計の繰り出しはすべきでない、これははっきりと総務省から言っています。

そういったことを考えてまいりますと、私どもで、例えばでございますけれども、何においても選択と集中で国保だけは社会保障の最後のとりでだから、ほかのものはやらなくてもいいと。ここだけは守れというような意向であるなら、それはそれでやりようがあると思います。例えば、下水でも申し上げておりますように、大体平成17年度末で普及率が80%まわりますが、安威川以北は93%までいき、安威川以南はまだ66%だと考えたときに、この下水はそれであればやらなくてもいいんでしょうかということになります。

したがって、民間であれば私は思うんですが、ある製品が売れなかったとなれば、それを引き上げたらいいと思うんで

す。しかし、行政は一部の行政施策でも、それに市民が受益がある場合はそれをやっぱり存続していくという使命があると思います。

したがって、今後の考え方を申し上げるならば、午前中、申し上げましたように、数多くの課題が山積をしておる中でこの国保の財政を考える場合に、総務省の言う中身、そして私どもが8.5億円の支出のうち、本来、総務省からいえば2.7億円は余分なんだよというようなことの中身、国庫補助金との整合性、三位一体改革でも出ておりませんが、生活保護は脚光を浴びておりますけれども、これとても16億円の中で4億円は負担をし、しかも国は地方交付税に算入いたしておりますと言いますが、本市は不交付団体であるというようなことを考えますと、やはりそれらを基本的にどう今後プライオリティの中で議論するかということであると思います。それは厳しい選択をやはりしていくこともやむを得ない状況、何だけ守るといふ午前中の障害者福祉の問題もそうですが、これも森山市長ははっきり申し上げておりました。だから、そういうものをやはりすべて守っていけばいいんですが、守れない状況にもうありますと、現在そうなんですということの中です。したがって私どもは、今後、他市がやっているような条例に準じた保険料改定というようなことをやはり一定もうちょっと整理をしなければならぬと思っております。

国保運協があり、以前であれば、そこにいくらの、市長としての最終の判断をするかというのが私ども今までの国保の状況でございました。柴田委員もそれで非常に国保の運協の会長として悩まれてきましたことを私は横で見ておりました。そういうことができる財政状況と私はそ

うではないのではなからうか、やはり一定の国保は、午前中申し上げたような、本来の形の自己責任の原則に沿って、お互いが加入された方の公平な経費の負担によって相互共済的な制度であるという観点に立って、いま一度このことは整理をし、一方でできませんから、この点は十分なる議会の了解を得るために事前に市としての方針を持って議会とも十分議論し、協議をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○嶋野委員長 柴田委員。

○柴田委員 助役、そして部長、ご答弁いただいたことよりもですね、それ以上のことを私がここで求めても無理なことですし、だれが考えても今日置かれている国保のこの運営の中で大きな問題点、しかもそれを担当する職員の皆さんというのは非常に頭の痛いことだというふうに思います。これは1つには日本の経済が今非常に落ち込んでいる、そういうこともあって、現実的に国保の駆け込み、どうしようもないときに国保に駆け込んでこられるということもあり、また今800人ですか、そういう方ですね、十分なあれはとれないけれども、一応算入の中に入れておかなければいけないということで予算化して行って調定すると、おのずからその分がマイナスになって差として出てくると。これなんかも現実とは大分かけ離れているんですけども、とはいっても、それを読まずして国保会計をつくっていいのかということになれば、現実におられる方のその数字というものはそこへ加算しておかなきゃならん。そういうことがこの差の中に大きく出ているというような説明も聞きまして、事実そういうつらい部分もあるんだというふうに感じます。

ただ、これから医療費もどんどん

どん伸びてくる。レセプトの点検なども十分してもらっていますけれども、その中で発見されるものというのは、ごくわずかでして、やっぱり今日の医療費の伸びについて抜本的にこれは1地方団体だけじゃなしに都道府県段階、また国の段階でこの保険制度というものを抜本的に考えていただかなきゃならん時代に入ってきているんじゃないかと、こんなことも感じたりします。

我が党ではですね、国民年金の基礎年金については税で賄ったらどうだろうかとかいうようなことも出ておりますが、この国保を税で賄うというようなことは一概に言えないと思うんですが、何らかの形で国民が安心して加入でき、そして喜んでとは言いませんけれども、気持ちよく払っていただけるようなシステムを構築していかないかんのやないかと。そういう意味の中では、これからのやっぱり国保の生い立ち、そして、先ほど助役もおっしゃいましたけれども、やっぱり自己責任の中で必要な分は捻出していくんだという意識の高揚、これをやっぱりすべて社会保険に入れない、国保該当者の皆さんには十分勉強もしていただき、熟知していただくような啓発運動もしてもらわないかんだろうし、市民一人一人の自覚を高めていただくということも1つの取り組みとしてはやっていただかなければいかんのかなというふうに思うわけです。

これ以上のことは申し上げませんので、大変ご苦勞な会計を運営していろいろとご苦勞していただいているということにかんがみまして、私はこれからもご努力をしてほしいということ、それと、できるだけ特別調整交付金ですか、いろいろなそういうものでいただける部分については最大の努力もしてほしい。そういう

ことも含めて今後やっぱり努力してほしいということをお願いして終わっておきます。

○嶋野委員長 安藤委員。

○安藤委員 それでは質問します。

最初に国民健康保険の性格ですが、一部の公平であったりとか自己責任とかいうような言葉が出ておりましたが、国民健康法の第1条には社会保障の増進を図る目的がしっかりと明記されているものであります。もちろん、この点はよくご承知をいただいているところだと思います。国保財政の状況が大変深刻な状況にあると。これは医療給付の全国的な増大、国からのさまざまな三位一体改革による国庫負担金等の削減等がある中で、保険者である自治体がこの国保会計をどのように運営していくのかという点では本当に大変な状況にあるということは認識しているということを最初に申し上げながら質問していきたいと思います。

国保の特別会計の決算、予算の審議のときには必ず議論になりますが、平成16年度の当初予算を組んだときに、財源不足額が雑収入として組まれていると。それが途中で前年度の赤字分が繰上充用などで算入され、増減がある中で赤字額が確定してくるわけですけども、この間の当初の見込みと最終的な決算を締めた段階での赤字額と大きな格差があったという問題がございました。今回の会計を見た場合に、当初、雑収入で1億5,662万7,000円が財源不足として雑収入と組まれながら、最終的に赤字額として1億3,199万3,187円ということで、今回格差が小さいのではないかなというふうに理解しているんです。その点はどのようなご見解なのか、どういった理由で今回このようになっているのかについてお聞かせをいただけたらと

思います。

それからあわせて、保険料率の見直し等が先ほどからも答弁の中でもありましたけども、この平成16年度の赤字額が確定したことで平成17年度補正で繰上充用の方も組まれているわけですけども、関連して、平成17年度決算見込みどうなのか。これは平成18年度の保険料率を含めて中期的に国民健康保険について見直しの議論を大激論になる中でやっていこうという助役のご答弁もありましたので、あえてお聞きしたいと思いますので、よろしくお聞きをいたします。

それから、国保加入率が世帯でいきますと、今47.32%と約半分近い世帯、被保険者では38.35%で4割近い方が今、国保に入っておられます。現在、社会保険に入っておられる方もいずれは退職をして国民健康保険に入ると。柴田委員のご質問の中にもありました、これはもう本当に最後の保険だと言われている中で、国保が本当に命と健康を守る最後のとりでとして、いわゆる繰入金を一般会計からの繰り入れをしながら保険料の上昇を抑えているということは私は大変大事なことであるというふうに思っています。それでも厳しい財政の中で、赤字が見込まれるという中で、一般会計からの繰り入れか、それとも保険料の値上げかという非常に苦しい選択を迫られる、そういう中でも、ほかのさまざまな手法を行う中で国保の特別会計を運営されているわけなんです、収納率によって国からの補助金ですか、これちょっと名前がわからないんですが、ペナルティという形で減らされたり増やされたりするというところをお聞きしているんですが、その点の関係でね、この間の摂津市の収納率の状況と国からの摂津市国保会計に対する交付金の関係ですね、どんな推移

になっているのかということをお教えしたいと思います。

それから、国保は社会保障であるという中で最もあらわしているのが、国民健康保険というのは保険の保険、一般に言われる保険と違って減免の制度があるということがやっぱり社会保障であるということをおあらわしていると思うわけなんですけども、この間ですね、先ほども助役の方からご紹介がございましたが、国保調査団が平成15年に組まれて、国保の窓口の対応を改善してほしいという運動が行われました。そうする中で窓口でのパーテーション設置で相談者のプライバシーが確保されるようになったりとか、それから一部負担金の減免制度の高額療養費受領委任払いの制度、広く市民の方々に周知していただく努力であったり、それから申請書について手続きの簡素化を図っていただくなど、非常に改善が図られてきたと私は思っております。その点は非常に敬意を表したいと思います。

同時に、昨年の収入によって決まる保険料でありますから、この間の厳しい経済状況のもとで収入が昨年と比べて大きく落ち込むような方については減免制度、申請減免、それから法定減免というのがありますが、その辺の保険料の減免の状況がどうなっているのかをお聞かせをいただきたいと思います。

あわせて保険料の滞納者の方に対しての資格証明書、それから短期保険証、それから保険証の窓口でのとめ置きについてですね、私はこの命を守る保険証というものにペナルティを科すべきではないと。保険料の収納とそれから給付は別の問題だとこれまでも盛んに申し上げてまいりましたし、我が党の同僚委員からもその意見を申し上げてまいりましたが、

その点についてもあわせてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、国保運営協議会の資料であったり、それから議論の中身について、既に今、一般市民からの公募が行われていますが、同時に、議会からこの委員に入ることはなくなりました。先ほども上村委員からもご配慮していただいて配っていただいたんですけども、国保運営協議会の中身であったり資料というものについてですね、広く民生常任委員会はもとより広く市民の皆さんの中にも積極的にお知らせをしていくということが大事ではないかと。

とりわけ、保険料率にかかわるような重要な問題が議論されていく中で市民の広い議論を巻き起こしていくと。それこそ激論の中で摂津市の命を守る国保の制度をどうしていくのかということと一緒に考えていくということが今本当に大事なときだと思いますので、その辺の国保協の審議の中身であったり資料についての公開ですね、請求があつてから出すというのではなくて、積極的に公開をしていくというような点についてはどのようにお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、老人保健医療の方ですけども、これも国保とも共通するかと思いますが、レセプトの点検強化が言われて久しいと思います。これも医療給付不正受給のないようという形での強化をして、不正受給を防ぐという点では必要なことかなと思うわけですが、一方で高額医療費の償還に非常に時間がかかっているというふうにお聞きしています。今、国保、それから老人保健の方ですね、それぞれ一体どのぐらい償還にかかっているのかどうか、この点をお聞かせいただきたいと思います。

あわせて老健の場合ですと、自己負担の限度額がその方々の所得によっても変わってきます。その所得によって変わってくる自己負担の限度額、これはどのような形で把握しているのか。それから、老健の方ですが、償還を受けとるための手続き、一度窓口に来ていただいたら、二度目、三度目は自動的に指定した口座に振り込むような形になっているというふうに以前お聞きしましたが、その後、どのような状況になっているのか。それから、実際、高額医療費として償還があるにもかかわらず、手続きがされていなくてその償還金を受けとっていない方がどのくらいいらっしゃるのかどうかについても教えていただけたらと思います。

一部負担限度額が所得によって変わると同時に、1割負担と2割負担というふうに所得によって高齢者の方も今分かれていますと思いますが、その点の対象者の所得の捕捉などについてはどうなっているのかもあわせてお願いをしたいと思います。

○嶋野委員長 それでは答弁を求めます。

佐藤次長。

○佐藤保健福祉部次長 まず、1点目の平成16年度の雑収入の推移でございますが、当初予算段階では約1億5,600万円計上いたしまして、年度途中で8,500万円ほどを増額補正をいたしております。最終的には2億4,000万円の雑収入というようなことで予算上はなっておる次第でございます。

この中で8,500万円年度途中で補正をいたしておる最大の理由というのは、平成16年度の年度途中で平成15年度の国庫負担金が確定をいたしましてですね、総額約7,700万円ほどの返還が生じたために、その財源として雑入を計上しているということでございます。

それともう1点は、この2億4,000万円の雑入を見込んでいるわけですが、これに対して実際に決算段階で上がってきたのは、国保連合会から返戻を受けました370万円ほどというようなことでございますから、そういう意味で申しますと、この部分は2億3,000万円ぐらいの数字にならなあかんに、決算段階でのいわゆる赤字部分というのは1億3,400万円ほどに減っているということで、この部分の乖離が非常に大きくなっているわけですが、これはこの平成17年6月に補正の第2号で補正をお願いいたしておりますが、退職被保険者に係る医療費部分で療養給付費交付金というのが歳入でいただいているわけですが、これが先ほどの部長の補足説明の中でも触れておりますが、過払いになっておりまして、この部分が過払いになったために赤字が見かけ上、縮小したという状態があります。ですから、縮小した部分が平成17年度の方に回ってくるというような状態になっておるために、ここで約1億円近くの誤差が生じてきているということでございます。

それから、平成17年度の決算見込みというようなことでございますが、これにつきましてはですね、先ほどの答弁の中でも、平成16年度は保険給付費は約50億円ぐらいというようなことで申しておりますが、この部分は最初の支払いが始まるのが5月からでございます。現状といたしましては既に11月を迎えているわけですが、今年の医療費の支払いが全体の半分ぐらいしかまだ済んでおりません。そういう意味で申しますと、最終の歳出額がどの程度でおさまっていくのかというようなことも確定をいたしておりませんし、また、歳入部分について申しますと、調整交付金であるとか、

それから平成17年度からは都道府県調整交付金という新たな制度が設けられてきて、以前の国庫負担割合が4割から削減されてきているというようなことがあります。そういう不安定要因がありますので、確実なことは申し上げにくい状態ではございますが、おおむね3億7,000万円ぐらいのレベルでおさまるのではないかなという見込みを立てております。

それから、3点目の調整交付金のペナルティの問題でございますが、この調整交付金につきましては、保険料の収納率、現年の保険料の収納率がいくらなのかによって減額されるような仕組みになっております。ちなみに、この過去5年ほど、すべて9%カットがされておりまして、平成16年度で申しますと、調整交付金が本来であれば3億7,000万円ほど交付されるところを、9%のペナルティがかかっておりますので、約3,300万円ほどが減額されて交付をされております。

ちなみに、このペナルティについては現年の収納率が92%になりますと、なしになると。それで92%を下回って収納率が下がれば下がるほどペナルティの割合が高くなるというような仕組みのものでございます。

それから、保険料の減免の状況でございますが、平成16年度申請数が314件、これに対しまして所得オーバー等の非該当が27件、残り287件について減免を適用いたしてございまして、減免の適用総額は1,497万円でございます。この数字につきましては、平成15年度も件数は253件でございますが、金額がほぼ同じ1,466万円、平成14年度が件数が179件で1,049万円ほどというようなことで、徐々に伸びてお

ります。この伸びている最大の要因というのはですね、いわゆる平成16年度から特に6月の下旬に短期保険証の更新のための呼び出しをする際に、短期保険証の対象者全世帯に対して保険料の減免の案内を全部送付をしているというようなこともありまして、そういうことも含めて若干伸びる傾向にあるのかなというふうに考えております。

それから、資格証明書であるとか短期保険証であるとか、保険証のとめ置きの問題でございますが、1つは、保険証のとめ置きにつきましては基本的にはいたしておりません。ただし、11月1日をもって新しい保険証に更新をさせていただいてるわけですが、短期保険証の対象になる方については、10月の初旬段階から納付相談等の呼び出しをいたしてございまして、月末にかけて順次窓口にお越しになったり、また電話で事情等を申し立てられたりというようなことで実態把握に努めている次第ですが、即、日が変わって11月になったから、これらの方に対して全数お送りしていることじゃなくて、件数が相当の件数にもものぼっておりますので、若干時間がかかっている次第ですが、基本的には短期保険証についても全数交付するという対応をいたしてございます。

ちなみに件数でございますが、これは平成16年度末、本年の3月末現在の数字でございますが、短期保険証については1,479世帯、資格証明書については30世帯に交付をいたしてございまして、この短期保険証というのは、ご承知のとおり保険料が2割未満の納付の方を対象に納付等の相談で呼び出しをいたしてございまして、そういう方が対象になっていると。それから、資格証明書については、この30件については、昨年の段階で過

去1年以内に保険料が全く納付されていない世帯を対象に資格証明書を交付をしているということでございます。

それから、運営協議会の中身、また資料等を公開してはどうかということでのご質問でございますが、これにつきましてはですね、まず1点目は、委員もおっしゃられておられるように、国保運協については被保険者代表、これ2名については、2年に一度公募というような形で広く被保険者の意見が反映されるような仕組みに改めてきているわけですが、基本的な形といたしましては、あくまでも国保運営協議会というのは市長のいわゆる国保運営に対する諮問機関であると、そういうような位置づけでございますので、国保についての資料はすべて、例えばインターネットで公開するとかいうような考えは今のところは考えておりません。ただし、これについては、いわゆる秘匿せなあかんような内容ではございませんので、ある意味で申しますと、資料の提供というようなことが要請されるようであれば、これは提供はしていきたいというふうに考えておりますが、一般的な形での公開というようなことは今のところ考えておりません。

それから、高額療養費の償還の件でございますが、これについては、国保部分については一般的に4か月ぐらいかかっているのが現状でございますが、ただし医療費の抑制というようなことでレセプトの点検を市独自でも行っておりますので、再審査の対象になると、これが6か月とかもうしばらくかかるというようなケースも出てまいります。そういう中で、一部なぜこんなに遅いんやというようなことでご悲観をいただくような場面もございますので、私どもとしては、まず1つは、やはりできるだけ受領委任払いを

ご利用いただくように交付を努めておるといようなことで、この期間短縮というのは物理的に不可能な部分でもございますので、どうしても費用負担が荷重になるということはお受領委任払いをご利用いただくといようなことでお願いをいたしております。この部分は、おおむね高額療養費の約20%ぐらいの方が受領委任払いを利用されておるのが現状でございます。

○鳴野委員長 登阪課長。

○登阪高齢者障害者福祉課長 それでは、老健に係る部分についてお答えを申し上げます。

まず、高額療養費の償還払いに期間がかかっているということについてでございますが、今、佐藤次長の方からもご答弁申し上げましたように、例えば5月に医療にかかられますと、2か月後の7月にレセプトが市の方に来まして、それを点検をして、高額医療がある場合は8月に通知をするといような形をとっておりますが、やはり一部レセプト点検の過程で再審査の必要性が出てきた場合につきましては、また国保連合会の方に再審査をお願いしていることから遅くなっている場合もございます。

続きまして、自己負担の限度額を含めます階層の区分のための所得等の把握の仕方の問題でございますけれども、これは市の方で調査をいたしております。対象の方に対しまして申請書を一緒に郵送して申請勧奨いたしております。

また、一定以上の所得がおありで、2割負担の方につきましても、特例によりまして1割負担になる可能性のある方もいらっしゃると思いますので、こういった方につきましても市の方で調査をいたしまして、そういう可能性のある方につきましては、申請書も含めまして郵送をさせて

いただいております。

それから、手続きの問題につきまして、委員ご指摘のとおり、1回申請をしていただきまして銀行口座を登録していただき、次回からは自動的に、高額医療がありました場合は自動的に振り込まれるという形をとらせていただいております。

なお、来庁できない方につきましては申請書を送付し、郵送の受け付けもいたしております。

また、未申請者で時効にかかる場合につきましては、再度通知を実施しまして、時効の中断をいたしております。

それから、平成14年10月に一部自己負担額の定率制が導入されてから、平成17年10月末までの実績でございますが、対象件数が9,632件で申請件数が8,719件、申請率は90.52%になっております。

○嶋野委員長 安藤委員。

○安藤委員 お答えをいただきました。非常に国保の予算を組むにしても、不確定要素が多い部分と制度の改定が多いという部分で毎回議論をする中で、保険者としての運営というのはほんま大変だと思います。

そうした中で、それでも社会保障制度の一環として命と健康を守る制度として窓口の対応の改善であったり、今お聞きしましたけども、郵送の際の高額療養費受領委任払い制度の案内であったりとか、封筒のところに書いてあるんですね。それから一部減免の案内であるとか、それから社会保険に移行する方のための申請用紙も入れて郵送されているというふうにもお聞きしております。市民の被保険者にとって、いかに国民健康保険、窓口に行って保険料を安心して払えるように、安心して制度が受けられるようにし

てもらおうというような取り組みが進められているというふうに感じています。

ただ、やはり国民健康保険証、これを短期証や資格証明書にするということが、やはり保険料と給付と納付との関係をちょっと先ほどもご答弁なかったんですが、もう一回その点をお聞かせいただきたいと思います。

短期証、資格証明書を発行することが収納率の向上に本当に役立っているのか。先ほど不納欠損の割合をお聞きいたしますと、先ほどの答弁の中で示されたものを見ますと、多くが生活困窮の方であり、そして中には資格証明書30件の中でもご説明がありましたけども、1年間全く連絡がとれない、家庭訪問しても会えないというような方だというふうに言われていますが、この短期保険証の発行、資格証明書の発行によって収納率の向上にきちんと結びついているのかどうか、その点もちょっとお聞かせいただきたいと思います。

多くの方は払えるものなら払いたい。片や短期証が来て、もしくは電話で連絡があれば窓口に来てですね、窓口の方で減免制度の丁寧な説明があったり、それから分割納付の相談に乗ってもらえるような姿勢を示してもらえるということがだんだん浸透していけば、市役所の窓口に来て、何とか自分で払えるような方向で考えてくれる方向に進むんじゃないかと。そういう一部の払う意志の全くない方といいますが、払う認識のない方もいらっしゃるのではないかと思います。少数のそういう方々がいるということをとらまえて、全体まで網にかけるというようなやり方が本当に市民の命と健康を守る制度としての大事な保険証を発行する業務と言えるのかどうかというふうに思いますので、ちょっとその点をお聞か

してください。

それから、ちょっと1回目の答弁で部長が、保険料を払わなくても医療を受けられるんだという風潮があるというようなお話がありましたけど、そんな風潮はあるんでしょうか。具体的に示していただきたいと思うんです。担当の窓口の方で少しでも払ってもらえるようにということではいろいろな改善をしている中で、それを統括する部長が市民をそういうふうな風潮があるというふうな見方で発言されたのであれば、これは摂津市の国保自身に対しての信頼にもかかわる問題でありますので、その点は具体的に、そんな保険料を払わなくても医療は受けられるんだというような風潮が今蔓延しているんですか、その点はちょっとお聞かせください。お願いします。

老健の高額医療の償還の件ですけども、国保の方では高額医療が長期にかかる、レセプトで4か月、もしくは6か月かかりますよという文言を入れて高額受領委任払いの制度をご案内をされています。老健の方は原則75歳以上の高齢者の方々が国保から移行してくる方でありまして、国保以上に収入的にもだんだん落ちてくる、収入的にも少なくなってくる方がいらっしゃる、比較的そうではないかというように思うわけですけども、老健に移行した際、高額受領委任払いの制度がないですね。その点、それから国保の場合ですと、生活困窮の場合に申請することによって一部負担金の減免の制度があります。3割負担の方であったり1割負担の方でも減免の制度がありますが、老健の方に移行すると一部減免の制度がないという状況になっているわけなんですけど、その点の一部負担減免、それから高額受領委任払いの制度、例えば介護保険の住宅改造の場合も、これは代理人払い制度

というのがとられているかと思えますけども、そうしたことが検討されないのかどうかですね、ちょっとそれをお聞かせをいただきたいというふうに思います。

あと、負担限度額について、対象者の方に市の方が捕捉をして連絡をとるというようなことをお話しいただいたんですが、高齢者の方々の中には、前年も収入が落ちてきて、住民税非課税の方も、ほとんどかからないということで申告をされていない方もたくさんいらっしゃるんじゃないかなというふうに思うんですが、申告をされていない方々についてはどうなのかですね、年金の方は年金収入から捕捉できることがあるのかもしれませんが、申告されていない方がこの負担限度額が高い水準で負担になっているということはないのかどうか、この点をちょっとお聞かせをいただきたいと思います。いらっしゃるのであれば、どのぐらいの方がいらっしゃるのか、お願いいたします。

○鳴野委員長 佐藤次長。

○佐藤保健福祉部次長 まず、短期証であるとか資格証明書と給付との関係でございますが、資格証明書の対象になった方については、基本的には病院で治療を受ける際は10割負担、一たん全額ご負担をいただくという形になりますが、短期証については、保険証の期間が通常1年間のものが4か月単位で更新になるというだけでありまして、給付の部分のいわゆるペナルティというのは全くございません。

それで、この短期証、資格証明書については本当に収納率の向上に寄与しているのかどうかという部分でございますが、これは素直に申しましてですね、資格証明書についてはなかなか難しい状態やなというふうには考えております。ただしこれはそういう収納率の向上に寄与する

から、しないからというようなことで市町村独自に交付をしたりしなかったりという判断ができるというよりも、これはあくまでも国民健康保険法の中で交付が義務づけられておる業務でございますので、本市、全く滞納がないわけではございませんから、一定できるだけ最小限にとどめるような工夫をしながら交付をさせていただいているというのが現状でございます。

また、短期保険証につきましては、やはり今の本市の状況としては、なかなか家庭訪問してもご本人にお会いできるという方は少ないのが現状でございます。また、特にこの短期保険証の対象になっている方は圧倒的に単身世帯ないしは大人2人世帯というようなところが多いわけですが、こういう世帯については夜間訪問をしてもなかなかお会いできないというようなことがございまして、保険証の更新の時期に初めて市民の方から連絡をいただくと。なかなかこちらの方から出向いて行って、市の方から来るのをお待ちいただくような状態ではありませんので、やはり4か月に1回程度、状況をお聞かせいただいで、先ほども申しましたように、状況が変わっているようであれば減免なり、またいろんな制度の活用なりというようなことで、それが最終的には納付という部分にもつながっていく話でもございますので、一定、役割を果たしているのではないかなというように考えております。

また、これが先ほど申しましたように、2割未満の納付実績の方に限っておりますので、すべからく、例えば滞納があったら短期保険証やと。実はお隣の市ではそういう対応も一部入ってきているようですが、今のところ私どもは2割に満たない世帯に限定をさせていただいたとい

うことでございます。

それから、先ほど部長の答弁の中で発言があった点でございますが、これが一般的に広く流布しているというような、蔓延しているというようなことでは決まてございませませんが、やはり窓口で保険証の更新なりでお越しいただいて滞納されている状況についてお話をする際には、とにかく保険証が欲しいんやと、お金のことは考えとくがなということで、2年、3年全く納付がないというケースもまま見受けられているというのも現状でございまして、そのあたりについてはなかなか有効な手だては今のところ見出せないのが現状ですが、私どもとしては本人の所得の状況なりを勘案して、一定、客観的に支払い能力のある世帯については差し押さえ等の措置もさせていただいております。

○嶋野委員長 登阪課長。

○登阪高齢者障害者福祉課長 それでは、老健にかかわる分についてお答えいたします。

まず、老健の世帯におきまして、国保と同じように高額受領委任払いの制度について検討できないのかというご質問かと思えますけれども、私どもの認識といたしましては、老人保健制度の場合につきましては、一定以上の所得者の方、一般の方、それから低所得の方の1と2というふうに4つの階層がございまして、それぞれに自己負担の限度額が決まっております。国保の制度の場合はこの負担限度額の部分が決まっていないということで、ちょっと国保の制度とは老健の制度が違うと思っておりますので、現行においてはそういったことはちょっと考えていないというふうに今の段階ではちょっとご答弁させていただきます。

それから、一部負担金の減免の制度についてでございますけども、老人保健医療制度の一部負担金の減免につきまして、老人保健法の第28条第3項におきましては、市町村長は、老人保健法の施行規則第20条第1項の規定するところによるとされておりまして、それで老人保健法に基づく業務につきましては法定受託事務というふうになっておりまして、その場合には、先ほど申し上げました老人保健法の施行規則で定められた範囲を超えて市の条例等で一部負担金の減免を行うことはできないものというふうに認識をいたしております。

それから、申告をされていない方に対してどのように対応しているかということでございますけども、現時点におきましては、申告をされていない方に対して郵送等はいたしておりません。

○嶋野委員長 安藤委員。

○安藤委員 滞納者に対する短期証や資格証明書などの発行というのは、私はこの制度の性格上からいって、これはやるべきではないというふうに思っています。摂津の場合、短期保険証の場合でも、その年の2割以上、滞納されている方しか短期保険証は発行されていない。他市はそれ以上で発行している部分もあるというのもございますけども、短期保険証、かつては窓口にとめ置いていたものを一定期間置いてから発送するようになってきたというふうに認識しております。そのことによって収納率が大幅に下がったのかということといえば、決してそうではないと思うわけです。この間の経済状況からいっても、国保に加入してこられる方もたくさんいらっしゃいます。そして、多くが、給与所得者の方も国保に加入されているわけで、40%弱の方が、給与所得者の方が加入されて

おられるわけでありまして。

ということで、もちろん収納率を上げるための短期保険証じゃない、資格証明書ではないということでございますけども、結局はそれを使って収納相談、分割相談をやるというふうなことで短期証が発行されているということだと思われませんか。それから、短期証でなくても、これはこまめに納付については納付相談を促していく、納付を促していくということ、今行われていることをやることで十分補っていく、さらには窓口の対応によって改善を図らせていくということが可能だと思いますし、それから、保険料についても、大阪府下の中で所得割率が本当に低い水準になって、他市の方が大分上げてこられたとはいえ、社会保険から国保に移行されてきた方々が国保の請求書を見てやっぱりびっくりされるわけです。これはもう国保制度そのものの問題でありますから、摂津市だけではございませんけども、生活実態の中からいって、社会保険料に対する国保料の割り合いというのは非常に高いということもあるわけで、この国保料を今上げていくということがかえって収納率を低下させていくことにもなると私は思いますので、その点は意見を申し上げておきたいと思っております。

それから、部長がおっしゃった言葉を言葉尻をとらえたような質問で申しわけないんですけども、真剣に相談に来られて分割納付に来られる方々、そういう方を促しているような業務をされている状況のもとで、そういう風潮であるとか、そういう流れということは私は言うべきではないというふうに思います。もちろんそれは今始まった流れではなく、いろいろな方がいらっしゃる中で、残念ながら社会とのかかわりがまだまだ薄い世代

の方々の中にはですね、それから生活の中で仕事などに追われている中で、一般的に医療保険とのかかわりの薄い人たちが認識が少し足りない部分から出た言葉を全体的な風潮としてとらえるというのはよくないですし、逆に、そういう人たちにも保険料の、国保の大切さを訴えていく。広報等でいろいろ案内もされておられますけども、そういったことをして啓発に努めていくべきだというふうに思いますので申し上げます。

それから、運協については、せめて資料についてはですね、それから市長が諮問された場合、それから答申が出される場合、それから国保運協の中での資料等については議会の方にぜひ示していただきたいということを要望しておきたいと思います。

それから、老健の方につきましては、国保との制度が違うということも承知しておりますが、高額医療費の長期にわたる負担というのは、やっぱりほっとくこともできませんし、窓口まで来てもらうのに、中には申請ができずに、本来受けとるべき償還金が受けとれないという方がいらっしゃると思います。対象となる方が遺漏なく償還金をもらえるようにするということは大事なことでありますが、そのためにはやっぱり受領委任払い制度、入院費の場合ですと4万200円ですか、それ以上、保険給付については請求がないので高額医療ということにはならないかもしれませんが、通院でかかるような費用で高額になった場合についての高額医療費の受領委任払い制度についてはですね、摂津市だけでなくなかなか難しいのであれば大阪府、それから近隣他市とも共同して要望を強めていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。それだけお聞かせください。

それと、申告されていない高齢者の方々には郵送されていないということは、やはり申告されていない方が負担限度額を知らずに高いご負担をされている方も中にはいらっしゃるということだと思います。これはやっぱり制度としてあるものでありますから、きちんと申告をしてもらうような啓発も含めて対応をしていただきたいと思いますと思うんですが、この2点だけちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○嶋野委員長 登阪課長。

○登阪高齢者障害者福祉課長 高額受領委任払いにつきましては、私どもも実務につきまして少し不勉強なところがございまして、国保の制度との違いということで、私どもが聞いている範囲では、国保につきましては、その限度額を上回る部分につきまして高額受領委任払いをしているというふうに聞いておりますので、委員がおっしゃいますように、その手法を老健の方に適用ができるかにつきましては、ちょっとここで即答できない部分もございまして、一度その点につきましては検討させていただきたいというふうに思います。

それから、無申告の方に対する対応については、通常、公的年金等をもらっておられる方につきましては申告をされておられると思いますので、無申告の方につきましては限られた方とはいえ、委員のご指摘の点もございまして、これについては実務的な問題も含めまして、そういったことが可能かどうかについて検討してまいりたいというふうに考えております。

○嶋野委員長 佐藤次長。

○佐藤保健福祉部次長 若干関連した答弁になりますが、老健の被保険者の7割、8割方は国保の被保険者なのが現状でございまして、それで国保の方につきましては

は、これらの方々に未申告の世帯についてはですね、二度ほどにわたって申告の勧奨の案内を送っております、それで単に市の封筒を使って送ると中身も見ずに、あけずにそのまま置いておくというケースもままありますので、封筒に赤いスタンプで、ぜひあけていただけるようなキャッチフレーズも打ったりというようなことで工夫をしながら、とにかくできるだけ未申告世帯は少なくするように働きかけをいたしておりますので、その点も含んでいただいて、よろしく願いいたします。

○嶋野委員長 ほかに質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野委員長 以上で質疑を終わります。暫時休憩します。

(午後2時16分 休憩)

(午後2時19分 再開)

○嶋野委員長 再開いたします。

認定第8号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手いただきます。

村上委員。

○村上委員 歳出の方の件なんですけども、保険給付金ということで平成16年度24億7,000万円という形での支出済みということで、前年対比として3億1,800万円ですか、増加しましたというようなことをお聞きしたんですけども、おおむね毎年この3億円というのは大体経年増えているのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいなと思います。

○嶋野委員長 井口課長。

○井口介護保険課長 給付費についてお答え申し上げます。

昨年平成15年から16年にかけては、給付費に関しまして14.8%、

委員おっしゃっていますように3億円ほど上がっております。その前はですね、平成15年度実績は21億5,000万円ですので、平成14年度と比較しますと6.3%で、約1億5,000万円ほど上がっております。ですから3億円ほどということではなく1億5,000万円から3億円、次いで平成17年度の見込みとしましては3億円以上というふうな見込みをしております。

具体的にはですね、まだ半年経過したところで見込みを推計いたしますと、予算現額の2%ちょっと下回っておりますので、予算額を下回る給付額になるのかなと。

また、この10月から食費負担、居住費の負担が保険外になりましたので、給付費はもう少し下がるのかなというふうに見込んでおります。

○嶋野委員長 村上委員。

○村上委員 前年比は1億5,000万円増加と、今年は3億円、平成17年度も3億円ぐらいという話があったんですけども、先日も市長との話からですね、平均寿命と健康寿命とで7年ぐらいの差がありますねと、そういう話があって、この7年間というのは介護を受けているようなというお話を聞きました。その年齢を縮めるために施策的なもの、健康運動とかその辺を何か考えておられるのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいなと思います。

○嶋野委員長 井口課長。

○井口介護保険課長 平成18年4月から介護保険制度が見直しになります。その中で一番の大きな柱としましては介護予防がうたわれております。委員おっしゃいますように、健康について高齢者の方が今まで以上に地域で自立した生活を過ごしていただく。そのためには介護予防、

これを全面的に進めまして、例えば筋力トレーニングですとか口腔ケア、またあと栄養改善、こういった三本柱を介護予防の中で進めていくというような計画が今のところございます。そして、少しでも介護保険にかからない元気な姿でお過ごしをいただくようにプログラムの方を練っておる最中でございます。

○嶋野委員長 村上委員。

○村上委員 介護予防という観点から筋トレとか食事云々とか、そういう改善の方でお話がありました。筋トレとかされるような施設をどこでされるのかという話が今後出てくるかと思うんですけども、やっぱり高齢化という介護を必要とされるような、体力の落ち込みですね、こういうようなのを考えましたら、やっぱり極力近隣の施設へ行けるような、例えば公民館を使っていただけるようなところとか、そういうのもひとつ考えていただいて、より多くの方が筋トレとかそういうことを受けていただけるような、そういう広範囲での考えを今後検討するに当たってお願いしたいなと、そういうことを要望だけさせていただきます。

○嶋野委員長 ほか質疑ございますでしょうか。

上村委員。

○上村委員 今の保険給付額の推移につきましては、村上委員の方から今聞かれて答弁がありました。平成16年度が3億円増えて、平成17年度はまたプラス3億円かなという見込みでありましたけども、この際、平成16年度の介護認定者がいくらであったかということと、トータル人数ですね、それと高齢化率ね、平成15年度までは13.7ということで聞いておるんですけども、平成16年度はいくらになったかなということをもっと1点教えてください。

○嶋野委員長 井口課長。

○井口介護保険課長 お答え申し上げます。

まず、認定者数の平成16年度実績でございますが、1,965名でございます。

それから、高齢化率につきましては14.5%というふうになってございます。

○嶋野委員長 上村委員。

○上村委員 1つ聞くのを忘れたんですが、基金の積み立て状況というか残金といたしましよかね、それも教えてください。

○嶋野委員長 井口課長。

○井口介護保険課長 平成16年度末現在で介護給付費準備基金は残金が253円ということでございます。これは基金を解約した際の利息でございました。

○嶋野委員長 上村委員。

○上村委員 基金が253円ということではたばこも買えないようなことで寂しい話でありますけども、一次が平成12、13、14年度と、二次が平成15、16、17年度と来年度までありますね。来年度までの間で、これは介護保険の料率は決めていただいていますんでそれで運用していかなければならないということであります。当然、今の平成17年度予算につきましては、これはもうマイナスにならざるを得ないという状況が推定されます。平成12、13、14年度はそれなりの運用ができたということでもあります。今の高齢化率を聞きますと、毎年1ポイント近くずつ上がっていきますね。ということは、保険給付につきましても完全に右肩上がり。これは今の高齢化社会そのものがここに反映されているというふうに見ています。

そういった中で介護保険制度がスタートして、これからずっとこの制度が続く

ということになってきますと、先ほどの国保の話ではないですけども、この介護保険料というものにも反映していかざるを得ないという格好になってきます。

そういった中で平成16年度が253円の基金が残ったということはそれなりのことかなという気もしますし、ただし3年間でゼロになるような本来は予算設定をしている筈なんですけど、この原因は何かなということをまず、平成16年度の見込みはいくらであったのかということと実績が253円だったということの差異は何ですかということをお聞かせください。

○嶋野委員長 井口課長。

○井口課長 ご答弁申し上げます。

基金の運用につきましては、この第2期、平成15年、16年、17年、この3か年でまず給付費の突的な伸びに対する準備基金として使う目的、それから平成15年度から平成18年度、この2期の保険料を設定する際に国の保険料算出シートと申しますが、このワークシートで算出した金額が基準額としまして、3,401円、本市の2期の保険料は3,280円で今、基準額を設定しておりますが、この差額につきまして基金を充てようじゃないかということで、保険料を抑制するために基金の活用を図るということの目的もございました。

蓋をあけてみますと、平成15年度の給付費の伸びは想定外でございまして、ここで基金を本当は積み立てをするべきところでした。平成16年度についてはほとんど差し引きゼロだと。平成17年度に給付費の伸びに対して補てんをしていて、この3か年の平均を保つというような構想でございましたが、平成15年度で給付費が足りませんで議会にもご迷惑をおかけしましたが、基金の専決処

分を取り崩しをさせていただいて急場をしのいだと。そして平成16年度につきましても基金を全額取り崩して何とかしのいだと。この平成17年度につきましては、残念ながら基金は枯渇いたしました。しかしながら、平成16年度決算を打った段階で約2,100万円ほど繰り越しができるのかなと、積み戻しができるのかなという形になってございますので、それとて平成17年度のこの勢いを見ますと足らないのかなという形でございます。

いずれにしても平成17年度決算間近に中間点を折り返ししましたけども、このままの推移で給付費が伸びていくのか、あるいは先ほど申しました10月の一部改正によりまして給付費がどれだけ下がるのか、その辺を見極めながら平成17年度決算を迎えるに当たりまして、また方策を考えたいと。

平成17年度の予算を立てた際にはですね、国、府、市で拠出しております安定化基金、それを貸し付けを受けまして、借入れをしましてしのごうということで、約1億円ほどの予算を組みましたが、今このままでいけば借入れしなくても何とか済むかなとかいうような状況でございます。

しかし、それも危ない状況ですので、最終は繰上充用ということもあるかもしれませんけども、できるだけ最終まで頑張っていきたいなというふうに考えております。

○嶋野委員長 上村委員。

○上村委員 介護保険制度がスタートして一次は乗り切って二次に来たということで、その予算設定する段階で3,280円設定したということでもありますけども、残念ながら非常に厳しい状態になったということでもあります。その状況はわ

かります。しかしこの介護保険については、会計については課長にお任せしとんです。すべてお任せしています。これが一民間企業的な考えに立つと、この事業を任せとんですよ。そのことが結果的に赤字になりましたということは済まされない。それだけ責任があるんですよ、摂津市民の介護保険にかかわる人を支えとんですよ。

先般の一般質問の中で人事処遇の構造改革ということで成果主義というのがこれから取り入れよということが言われています。まさしくこの予算で設定して、結果がどうであったというのが成果なんです。成果主義という考え。それだけお任せされとんですから。我々もそのことで予算審議の中でこれでいけますということでこの値段を了としたわけです。それが途中になって非常に厳しいと言われても、これはもう我々議員という立場として承認した以上、責任ありますけども、しかし答えはオッケーですということだったんで、その結果がこういうことでは困るということのがまずあります。

ですから当然、さっき村上委員が言ったように、介護状態にならないということも当然これから取り組まなければならないことではあります。しかし、実際かかった費用が集めた保険料でやっていけないということでもあります。これは負担割合からいくと、保険料で2分の1、あと国が4分の1、府が8分の1、市町村が8分の1。その半分の保険料を、社会保険に入っておる40歳以上65歳未満の方からとる分と、18%のところは65歳以上の方の保険料ということでこの介護保険課にお任せをしているわけです、この保険料設定を。ですから、このところをきっちり予算設定してもらわんことには、今後またこういう赤字になる可

能性がある。もう介護保険課の半分以上の仕事はこれですよ。ここをいかに読むかということです。特に高齢化率、摂津の人口動態、よくよく研究しながらしていくということでもありましょうし、私は安易に一般会計等々に、国は頼らないような方策を立案しておかないと、国のあれは2年ぐらいはおいしい鮎をちらつかせてパッと引き上げるから、あとで困った困ったということになるというのが今までのケースですよ。そういったことにならないようにきっちり予算単価を設定するというのが介護保険課の仕事の半分以上だと私は思っています。あとは手続きにのって実行するというのが仕事なんで、先を読むという非常に難しいこれは仕事ですけど、それだけやりがいのある仕事です。そのことに全力を傾けていただきたいということと、今後だからまたそういった形で平成18、19、20年度の第3次の計画をつくっていかざるを得ない今、時期ですよ。そういった意味で、そういった気持ちでやっていただきたいということと、平成17年度の赤字が出た場合、次の第3次から借り入れするような格好で予算を組まざるを得ないだろうし、それとまた一遍ここで第2次で会計をチャラにするために一般会計からほりこむのか、その辺の考えはどういう考えを持っておられるのか聞きたいと思います。

○嶋野委員長 井口課長。

○井口介護保険課長 平成17年度につきましては、赤字にならないように努めてはいきたいと思うんですが、10月の、先ほど申し上げました改定の影響がどれだけ出るのか推移を見守っていきたい。

また、残された期間ですけれども、この間にサービス事業者に対しましても適切なケアプランが実施されているかどうか

か、こういった細かい点にも注意しまして、不適正な給付がなされないようにも配慮しながら給付の適正に努めていきたいと。

それで結果的にどうしても足りないというような事態になった場合につきましては、先ほどの安定化基金の貸し付け、もしくは繰上充用、どちらかの選択にならざるを得ないと思いますが、ぎりぎりまで検討していきたいというふうに考えておりますし、こういった計画で赤字になった責任という、こういう重責を担っているという意識をしっかりと受け止めて今後の仕事に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○嶋野委員長 保健福祉部長。

○堀口保健福祉部長 介護保険制度が平成12年度からスタートしましたが、わずか6年ほどで介護給付費が約2倍程度にも伸びております。そのときの保険料が2,800円ぐらいでしたか。2,800円か2,900円ぐらいだったと思うんですけども、サービス料が倍になっているということは、本来、保険料も倍になるというのが自然な形ではあろうかと思うんですが、今のところ基準額3,280円という形で動いております。先ほども課長が言いましたように、基金の積立金が枯渇しているということの中で、次の手だてとしては、国と府と市が3分の1ずつ出し合っております財政安定化基金から借りていかなければならないのかなという状況にも入っております。これにつきましてはもう既に大阪府内の各市町で安定化基金というのを借りているところが多数ございます。我々のところ最終の年度にこれを借りないかんのかどうかという瀬戸際に立つと思いますが、今後につきましては、これから3年間の

保険料を設定していくことになるわけですが、今、我々の市でやっております筋力トレーニングとかいうような部分で、どれだけ介護にかかる期間を少なくできるのかということも既にやっておりますが、来年4月から新たに地域支援事業というものを進めていくことになっておりますので、これをできるだけ活用していただいて、先ほどの質問にもありましたけれども、できるだけ介護にかかる期間を短くする、健康寿命を延ばすということに力を入れれば、介護費用も、高齢者が増えてきますので、減ることはないと思いますが、できるだけ少なくできるんじゃないかと。それと、そういう健康になっていただければ医療費の上昇も抑えられるのではないかと、我々もこれは期待しております。

ということで、その会計につきましては大変非常に苦しい今状況に立たされております。これを我々だけでなく全国的にそういう傾向にございまして、だからといって、市民の方に一挙に保険料が上がるということになってしまえば本当に気の毒だなという部分もございまして、介護保険財政もできるだけ一般財源から入れないというのが基本だと思います。

この介護保険の方に一般財源を入れないということでありましても、この保険給付費が伸びますと、自動的に12.5%は市の持ち出しとなりますので、それだけの負担になってまいります。ということで、今後、保険料の設定あるいは介護予防のことにつきましては我々は力を入れていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○嶋野委員長 上村委員。

○上村委員 当初、介護保険特別会計ができたときにこの準備基金があって、そ

の変動をこの基金で吸収するんだと、これは理想的な会計システムだということに絶賛したんですが、国保会計もこういうシステムにすべきだと。しかし、6年目を迎えて理想的な会計システムが危うい状況になってきたということになってきています。

当然、世の中の流れ的には高齢化社会ということが近づいてきて、摂津市も高齢化率、他市に比べて低かったんですけども、いよいよ14.5ですか。どんどん高齢化率も右肩上がりになっていくという中で、やはり適正な介護保険料というものを設定していくということが重要ではないかなと思っていますし、やはりこの特別会計というものをこの会計の中で自立して運営できるようにしていかなければならないというふうに、先ほど国保のところでも申し上げましたけども、そういったシステムを維持していかなければならないというふうに思っています。

それとやはり介護状態になったときにも、できるだけ保険を使わないとか、自立ということを目標に挙げて、要支援の方が自発的に社会復帰していくんだという気持ちをつくり上げていくと、そういった支援というのが大事ではないかなと思っています。そういったところにお金は使っても、その人は社会復帰できて非常にうれしいことなんで、そっちにやっぱりお金を使うということは有効ではないかなと思っています。

寝たきりだったときに介護保険でお世話になりますけども、やはりそれだけの有効なお金というのは、その人が要支援、要介護からリハビリをして社会復帰できて、また、いきいき元気な暮らしができるというところにお金を使うべきではないかなと思っています。そういった意味でも、この介護保険特別会計の方はきち

りと自主運営できる、自立できる保険料設定というのはきっちりしていただきたい。また別途、要支援から、要介護状態から社会復帰できるようなところは福祉という形できっちり市民の方にサービス提供していくと、こういう二本立てでいかないと、介護保険のところ、また一般会計から国保みたいに繰り入れをするということになってくると、俗に言うどんぶり勘定になってくるとだめなんで、そのことは私は介護保険課に強く要望しておきたいと思っていますし、それが唯一の第一の仕事だということに肝に命じてもらわないと、お金はいくらでもあるんですという考えにおるとだめなんで、やはり限られたお金の中であると。そやけど、使うところはもう決まってるんで、メスを入れるところはあんまりないんですよ、介護保険特別会計というのは。もう保険料をいくらに設定するかということだけに集中していかないと。それとやっぱり健康づくり、介護予防ということの二本立てでいくということもぜひ必要なんで、そういったことも含めてぜひ頑張っていたくしかないということ、信頼していますんで、ぜひお願いしておきたいと思います。

○嶋野委員長 他に質疑ございますでしょうか。

柴田委員。

○柴田委員 総括的には、今、上村委員が言われましたように、6年たってみて当初想定していたよりも、特に在宅よりも、居宅介護よりも、施設介護にかなり周到される人が多いとかいろいろな背景があって今日のこのようなことになっているんじゃないかと。基金まで枯渇してしまうという大変厳しい状況になっているんですが、そのことについてできるだけそういうことにならないような高齢者

への支援ということで、今、各地域でちょっと部署が違うのかもわかりませんが、ふれあいサロンなどで健康体操だとかいろいろなことでお年寄りが介護を必要としない、自立で生きていけるといようなことをやっておられる。この辺との介護保険課としてパイプというんですか、こちらとの接点をどういうふうに結んで、まず1つは意識の高揚という、またもう1つは実質的に介護を必要ないような体をつくっていただくための少しでもサポートしていくというようなことも含めて、何か今後連携した考え方を持っておられるのか。

最近、地区でそれぞれ校区の中でふれあいサロンなども活発に行われておりますし、私らが行きますと、健康体操というようなことで年に何回か取り組みもされておりますので、その辺のことはどうかということをお聞きしておきたいと思えます。

それから、これは決算書の158ページですけども、保険給付費の中で居宅介護サービスの給付費ですかね、これを見せていただくと、最後に不用額が6,900万円ほど出ていますね。これは何でこれだけの不用額が出てきているのかいうことをちょっと教えていただきたいと思うんです。施設介護の方の不用額というのはゼロでしょうかね。そういうふうになっています。

それ以外にもそこそこ不用額は出ておりますけれども、この不用額が当初予算、それから補正予算足していろいろな経緯の中から最終的にこれだけ不用額が出たと。これは喜んでいいのか、どういうことなのかちょっとわかりませんので、その内容を教えていただきたいと、この2点ですね。

○嶋野委員長 井口課長。

○井口介護保険課長 まず、1点目のふれあいサロンですとか地域での健康体操なんかの連携についてでございますけれども、これはまさしく委員ご指摘のように、平成18年度の制度見直しに伴いまして、介護保険だけではなくて一般の高齢施策といいますか、健康推進事業の中で行われておりました、例えば転倒予防教室ですとか、先ほどのふれあいサロン、いきいきハサロン、こういった従来の制度を使いながら介護予防を進めていくと。ただ対象者がやはり介護保険の給付を使って今度は介護予防を実施しようという形になりますので、ある程度、ターゲットといいますか、対象者を絞りまして、このままだと介護認定を受けていかれるのかなという虚弱な高齢者の方に対して的を得たといえましょうか、適切な予防トレーニングをしていただきたい。ですから、今までの既存事業を生かしながら介護予防と結びつけて、お互いにつながりのある予防事業を展開していきたいというふうに考えております。これは地域支援事業と申します。この地域支援事業を創設するに当たって介護給付費をつぎ込んでやるんだという構想でございますが、今、介護予防に力を入れないといけないのはわかりますが、給付費がこのように伸びて、大変、介護保険財政がしんどい中で、そのお金を使ってまた予防していかないといけないということは、効果を上げないと意味がないわけですね。どんな事業が効果があるのか、これです。今、既存の事業を洗い直ししまして、また高齢者にとってなじみやすい、受け入れやすいようなプログラムを今考えております。ですから、公民館ですとか集会所で今やっていらっしゃる、特に味舌地区でしたら「デイハウスました」で実施されている体操なんかとタイアッ

プして、何とか筋力トレーニングだとか栄養改善、口腔機能向上、こういったことのメニューをつけ加えて実施していきたいなというふうに考えております。

それから、不用額の件でございますが、これは平成16年度の補正予算におきまして給付費が足らなくなってきたという見込みで増額をいたしました。その中で施設系と居宅系と分かれておりますが、居宅がこの平成14年度から施設給付を上回るような伸びになってきておりますので、居宅の方で増額をさせていただきました。そして款の中で流用が可能というちょっと特異な科目でございますので、予算構成になっておりますので、いろいろこの中のやりとりはありましたけれども、1か所からいろいろ流用させていただきまして、結果的に給付費がそれだけ伸びなかったものですから、6,000万円、合計でいえば7,000万円程度不用額が出ております。居宅の方に1つ増額を見込みまして、ほかの科目に振り分けたと。ですから、居宅は一番大きくなってございますが、ここのちょっと読み違いというか、ちょっと見込み過ぎといいましようか、その結果、この金額には不用額という形になってございます。

○嶋野委員長 柴田委員。

○柴田委員 よくわかりましたけど、ただ、居宅と施設介護との中で何でこれだけの格差のある不用額が出たのかなという感じを受けたわけでして、今言われましたように、トータル的に、そして私も過去は施設介護がかなり伸びて、居宅介護というのは当初の予想していたよりもそんなに伸びてないという、当初の出足のころね、特に国がこの制度をつくったときには、できるだけ在宅で介護してあげようやないかという精神でつくってきたけれども、一時的にやはり施設介護が

ぐっと伸びて、これは本来の精神と相反するのかな。しかし、家庭の事情で施設にということで施設が伸びているんだなという解釈をこの何年か前からしていたんですが、今回の数字を見ると逆にですね、居宅介護の方の給付費の方が上回るというような数字になってきていますので、このことは本来の介護保険をつくった精神にかんがみますと、いい方向に向いているのか、それともちょっとその辺の事情はわかりませんが、ただここでお尋ねしたんは、ちょっとバランスが違う不用額でしたのでお尋ねしたと。今はそういうようなことで、よくわかりました。ただ、パッと見たときに、こういう不用額が出ていると何でかなと、こう思ったわけです。これは今後、予算の振り分け、また科目のところでは、できるだけ実態にあった、使ったところで要る費用を補正していくというようなことをしていただいた方がわかりやすいのではないかと、こういうふうに思います。

それから、予防介護のこれからの支援と申しますか予防ですね、これは今取り組んでいただいておりますので、各健康教室だとかいろいろなことを含めて、それはまたぜひ皆さんの方が先進的な、先進というか先のことを考えていただいていると思うんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ただね、私、こういうことを聞くんですけど、介護の認定を受けるときに、今、認知症というのか、その辺のことの認定のときに、どうも認定度合いが低いのではないかと。よく起こるんですね、問診というんですか、お尋ねになったときに、大丈夫ですとかいってえらい答えてくれるから、結果的には低いところについて、実際、家へ帰ったら全然それと違うんだと。その辺のことで非常に家庭の人

は、どうも、いうことをおっしゃっているんですが、認定の中にそういう話題が出てくるのか、またその辺は若干の認知症の方の判定するとき、その辺の考慮もされるというふうに若干変わってきているのかどうか、この辺をちょっと聞かせといていただきたいと思います。

○嶋野委員長 井口課長。

○井口介護保険課長 介護認定につきましてですが、確かに以前の判定ではですね、認知症の方につきましては度合いが低く出るというようなご指摘がございました。これにつきましては見直しがなされまして、現在では認知症の方でもそれなりの度合いが出ているというふうに認識しております。

また、介護認定の申請をされたときに調査員がお伺いするわけですけれども、これは一部かもしれないけれども、認知症の方といいましょうか、調査を受けられる方は、その場は何でもできる、自分でできるんだというような結構発言があると。その際には調査員は聞き方を変えたりですとか、家族の方に一緒にいていただいて、本当はどうですかというような、ちょっと席を外して聞くとか、一時的な判断はしていないと。何とか全体がつかめるような調査を心がけております。

また、メモなんかでも、そのときはちょっと言うんですね、家族同士ちょっともめたりもするので、できないのに何言ってるのというような、そういうトラブルを避けるためメモをいただいたりとか、実際はこうなんですよというような、そういう配慮もさせていただいております。

それとまた主治医の意見書の中でですね、本当にこの方が介護が必要なのかどうか、どれぐらい困っていらっしゃるのかということも意見を書き添えていただ

いておりますので、それを審査会の方で総合的に判断をしていただいているということで、かなり公平性というか、正確な判定ができていないのかなというふうに思っております。よろしく願います。

○嶋野委員長 暫時休憩とします。

(午後3時 休憩)

(午後3時13分 再開)

○嶋野委員長 再開いたします。

安藤委員。

○安藤委員 それでは質問いたします。

先ほどもありましたが、介護保険が始まって5年、そして2000年から今年度末で6年経過し、来年度からは第3期の保険料が設定される、そういう前にしての決算審議であります。先ほどもお話がありましたが、基金が、先般の補正予算で2,100万円ほどですか、積み立てられておりますけれども、その辺の見込みなどもお聞かせをいただいたわけですけれども、お聞きしたいのは、給付についても非常に伸びているということですが、この給付費の伸びというものを、今後平成18年度、新たな保険料を策定していく上では給付費の伸びというのがその算定根拠にもなってくるかと思いますが、平成16年度の決算、それから平成17年度の途中でありますけれども、給付費の伸びをどのぐらい見込んでおられるのかですね、その点ちょっとわかりましたら教えてください。

それから、赤字額についても大体どのぐらいになるのか。安定化基金、先ほど借入れのお話がありましたが、この安定化基金、今回平成16年度の決算では235万円ほど積み立てをされておりますが、この基金を借入れをすることになった場合に条件というものがあるのかどうか、ちょっとあわせてお聞きしたい

と思います。

同時に、その保険料を算定する上で給付費の伸びであったり、それから第2期の3か年の中の累積赤字が生じた場合の累積赤字であったりというものが保険料にどのように影響を与えていくのか、ちょっとその点、お聞かせをいただけたらと思います。

あとは利用者も大変増えてきているというお話で、私もちょっと事務報告書から拾って見たんですが、平成12年度から比べると全体で認定者数が1.79倍になっています。各介護度別に見ると、特に増えているのは要支援の方々であって2.89倍、これは新たに高齢を迎えた方々が要支援の方に入ってきておられるのかなと思っていただけたらと思いますが、この介護度別で、それぞれ居宅サービスとそれから施設サービスを受けておられる方々の介護度別の数字がわかりましたらちょっと教えていただけないでしょうか。

同時に、認定を受けておられて実際にサービスを受けておられる利用率というものをちょっと教えていただけたら、お願いをしたいと思います。

先ほども不用額のお話が出てまいりました。約7,000万円ほどの不用額が言われていますけれども、以前は認定者の中で実際サービスを利用している方が6割ぐらいで、4割の方々が受けておられない。その4割の方はとりあえず認定だけ受けておこうという方々もいらっしゃるし、それからケアマネージャーさんとのお話の中でサービスを削られる方、もしくは経済的な負担等で絞られる方もいらっしゃるのではないかと思います。その点についてお聞かせをください。お願いします。

それから、介護予防についても今議論もありました。これまでは一般の健康推

進事業の中で行われていたものが、今度から予防介護事業の中にも組み込まれていくと思います。もちろん予防介護というのは大事なことだと思います。しかし一方で、要支援の中でも本人がその気になっていかないと、なかなかそれは効果がないのではないかなというような思いがするわけですが、この間の介護保険に直接かかわりがあるかわかりませんが、しかしケアプランを立てる上でですね、それから介護を進行させないという上では、それぞれの方々に対する高齢者の方々の意欲を引き出すような支援がされていると思うんですけども、その辺についてどのようなことが行われていたのか、それをどのように生かしていくのかということ、抽象的なんですけど、ちょっと教えてください。

それから、保険料段階も今現在5段階ありますが、保険料段階別に、もしわかりましたら、施設入所者数を教えていただきたいと思うんですけども、先般、なかなかそれぞれの利用者の方々の所得まで捕捉しにくいというお話もお聞きしておりますので、わかれば結構です。よろしくお願いします。

それから、さきの本会議の一般質問でもさせていただきましたが、介護保険料の軽減措置の問題についてであります。現在は先般の一般会計の中の繰り入れでもお聞きしましたけども、社会福祉法人の減免制度、先般お答えいただきましたが、その状況と、それから摂津市独自で保険料の減免制度第2段階の方を一定の条件のもとで第1段階の保険料に軽減をするという制度が行われています。平成15年度は19の方が利用されたと聞いていますが、平成16年度はどうであったのか。それから、当初、約290人ほど見込んでおられたかと思いますが、そ

の乖離についてPRが不足なのか、それとも制度のハードルが難しいのか、その点についても見解をお聞かせいただきたいと思います。

それから施設利用者、それからショートステイやデイサービス等での食費についてですね、これまでの食費の軽減の措置についても把握している範囲で教えていただけたらと思います。

それと同時に、この軽減措置についての受けられる方のいろいろな基準があるかと思いますが、それぞれ基準がクリアしているかというのはなかなか利用者の方々はわかりにくいと思いますが、申請をすることによってそのサービスを受けるということになるかと思いますが、その辺の周知の問題ですね、どのような形で行われているのかをお聞かせください。

それから、特別養護老人ホーム、この間、新しい施設も誕生したりして増床も図られてまいりましたが、待機者は今現在どのようになっているのか、教えてください。

それから財源の問題です。介護保険の給付に対する割合が、先ほどもありましたが、国の割合が4分の1、大阪府、摂津市が8分の1、あと残り半分を3分の1と3分の2と1号と2号とで分担をしているということですが、この平成16年度決算においてそれぞれ負担している負担割合ですね、その割合と合致しているのかどうかですね。私、計算してみますと、国の負担というのがどこをとらまえて分母にし、どこをとらまえて分子にするかというのがちょっとわかりにくい部分もあったので、私なりの計算をしたんですが、22%になるんですね。3%というと、かなり給付費全体が大きいですから、国の負担がですね、その3%が一体どうなっているのか、その22

%という計算方法を私独自の計算で、自分で計算したものですから、その点も詳しくちょっとお教えを願いたいと思います。

○嶋野委員長 井口課長。

○井口介護保険課長 まず給付費の伸びを今後どう見込んでおるのかというご質問でございます。これにつきましては単純で、歴年のその伸びを足していくという方法もございますが、平成18年度の見直しを含めまして、新予防給付、また地域支援事業への新しい出費、こういったことで給付費の見込みが非常に難しゅうございます。それで今、国から大阪府を通じましてワークシートが配られておる状況でございますが、このシートを使いましてすぐ出るのかなというふうに見込んでおったんですけども、なかなかこの地域支援事業の中身がまだ煮詰まっていないという情けない状況でございます。こういったメニューの分に係る費用、それから新予防給付、今、委員からご指摘ありましたように、要支援1、要支援2という新しい区分ですね、こういう軽度の方たちに対する予防給付の割合がどうなっていくのかとか、そういったことを含めると、なかなか見込みが立てづらいと。これは本当はいかんことですが、これも、実情として本当に立てづらい内容になってございます。あと限られた時間ですけれども、実績を踏まえた中身と、それから新しくつくっていくサービス、地域密着型といいまして、摂津市域を圏域ごとに分けて地域包括支援センターをつくりまして、センターを設けまして、その中で新しいサービスを構築したりですとか、介護予防のプランをつくったりですとか、そういった総合的なセンターをつくって給付費の見込みも分析していかないといけないという状況でございま

すので、今の段階では申し上げにくいということでご理解をいただきたいと思います。

それから、赤字額につきましても、赤字というふうに最初から言うともたお叱りを受けてしまいますので、赤字はあってはならないということで前提にしてお話をしたいと思います。

安定化基金から借り入れという、これをやりますと、当初、予算を組んだ際に、平成17年度の予算編成の際に1億円借りようと考えておりました。それで保険料に3年間で返済しないといけないということで、平成18年度から返済になりますが、利息というか金利はありません。無利息で借り入れができますが、200円相当ぐらいのアップになるんじゃないかなと。ですから、1億円で200円。あと諸条件なんですけれども、収納率が極端に低いところはだめですよとかですね、一定基準を満たしてくださいとか、それから本来的に自分とこの独自の軽減をやって保険料にしわ寄せが寄っているとか、そういうことはしていないですかとか、そういう条件がございます。本市の場合はその条件はクリアできそうなんですけれども、こういう状況でございますので、府下いろんな保険者は頭を悩ませておられて、みんな借り入れをしたいという希望が殺到しておいて、この安定化基金についても優先順位を設けていかないかとか、そういうことで大阪府も今調査をしております。私どもは手を挙げておりますけれども、のるかばないかはまだ返事は来ておりません。いずれにしても、安定化基金を借り入れるのか、先ほども答弁させていただきましたけれども、平成18年度の予算を先食いさせていただくのか、繰上充用するのかということのどちらかの選択で考えた

いと思います。

3点目の利用者の増加につきましては、要支援の方なり軽度の方、要介護1という方の利用が伸びております。というのは、認定者数につきましても、この要支援と要介護1の方で大体認定者数の半数、53%を占めているという状況でございますので、当然この方たちが使う率というのは高くなります。ですから、認定者数の増加に伴いサービス利用料も伸びているというような状況でございます。

認定者の利用率、先ほど認定を受けておりながらサービスを使われていない方の状況はどうかということで、委員がおっしゃいました4割の方は使っていないんじゃないか、そのとおりでございます。平成16年度で申し上げますと、在宅が1,205人の利用、施設が346人、合計1,551人の利用でございました。そして利用されていない未受給者については414名ということで、パーセントにしますと受給されている方が78.9%、未受給者が21.1%というような比率が出ております。

それから、居宅サービスの利用率といましようか、これは合計で、認定者のうちの受給されている方は67.3%。ですから、先ほど委員がおっしゃいました6割強、7割近くなっていますけれども、使われているということでございます。

介護度別に申し上げますと、要支援が60.6%、要介護1が81.3%、要介護2が76.9%、要介護3が51.2%、要介護4が42.9%、要介護5が52.0%というデータでございます。

それから介護予防、要支援の方の本人の気持ちを引き出して、どのように意欲を引き出す方法を考えているのかというご質問でございますが、今現在やっているサービスにつきましては、予防サービ

スもあるにはあるんですけども、介護サービスとあまり区別がないといいでしょうか、各事業者さんで利用されている、例えばデイサービスでしたらあまり違いが、支援の方と介護認定を受けた方とのサービスの差がないというような実態でございます。今度は平成18年度からはこの辺をめりはりをつけて、支援の方に対しては予防給付を実施していく。介護認定を受けた方については、要介護1以上の方につきましては、その介護度に合ったサービスに進行を遅らせるような介護サービスを組み立てていくというように見直しをかけるということでございますので、まず予防の人に無理やり体操させるとか、訪問サービスを取り上げるとか、そういうことは一部噂されているようですが、そういうことではなくて、本人の自立性、自発性を促すような、利用者さんの同意を得た上でそういうサービスを実施していくという方向で、また本人の気持ちがなければ、いくら筋力トレーニングをやっても成果は上がりませんので、本人の気持ちを最大限尊重して、自分の気持ちに合った、生活パターンに合った目的指向型のサービスを展開するようにプランを組み立てていくということで、地域包括支援センターの保健士を中心に今そういうプランをつくっていくということで計画中でございます。

それから、5段階別の保険料についてでございますが、施設入所者数と保険料段階というのは非常に難しいお問い合わせでございます。そういう介護度別の利用者数等々は資料等はございますが、保険料段階別の利用というのは、申しわけございませんが、今の段階で資料は持ち合わせておりません。

それから、市の減免についてどうかというお問い合わせでございます。平成15年は

ですね、保険料の減免といたしまして、市の独自減免で19人の利用者ございました。平成16年につきましては14名の利用でございます。金額は12万1,360円、平成15年度は18万4,500円でございます。この数字が当初の290人の見込みとすごく乖離しているということで、ハードルが高いのではないかとこのご質問もございましたが、この保険料減免を設定いたしました際に、条例を制定させてもらいました際には他市の状況も当然見ておりますし、摂津市が異常に高いハードルということではございません。蓋をあければこういうふうにご利用者が少なかったというのは、結果的にハードルが高いんじゃないかと言われてしまいそうですが、決して摂津市だけが高いということではなくて、2段階の方が1段階に減額をさせていただくということがあまり魅力を感じていただけなかったのかなと。月額にして800いくらの減額、これがもう少し大きなものでしたら、また違ったのかなと。ただ、何が何でも使わないかんという方もいらっしゃるもので、申請に来られた際には事情を説明させていただいて、預金の照会ですとか、いろんな条件ですね、年収条件をご説明させていただいて制度利用していただくようにはご指導させていただいておりますけれども、決して制度の周知をおろそかにしているとか、そういうことではなくて、訪問聴取をさせていただいた際とか接触率を高めておりますので、その中でこういう減免制度がございますよという紹介はさせていただいておりますので、周知がちょっと足らんということはないかなというふうに思っておりますし、ハードルが高いのかなということでもないというふうに思っております。

ただ、一般質問の答弁でもさせていた

だいたかと思いますが、この減免制度自体が利用実績を踏まえて、これだけじゃ効果がないというふうに思われても致し方ございませんので、何か次の保険料段階を設定する際に、5段階ではなくて、もう少し細分化するとか、また料率設定を市独自のもののできることであれば、市の裁量でできる範囲であればそういうことを実施して、きめ細かい保険料設定をすることで減免以上の効果が出るのかなというふうなことも含めて総合的に検討してまいりたいと思っております。

それから、施設利用の食費の軽減につきましてですが、これは特養ですかね、例に挙げますと、今回のこの改正、10月の改正、一部改正にもございましたが、施設入所者の食費に限って調べさせていただいた内容ですが、旧の第1段階の方が26名、旧の第2段階が181名、旧第3段階が361名と、この旧第1、第2が食費の負担が軽減を受けている方です。今度10月から負担段階が変わりまして、1段階はほぼ並行でそのまま移ります。しかし、この2段階が新2、新3段階と区分が二つに分かれまして、負担限度額が軽くなる方と重くなる方といらっしゃる。旧第3段階は第4段階という形で負担増という形でございますが、食費の軽減の最終的な効果につきましては、10月からスタートいたしましたもんですから、国保連合会等々の審査を経て、こちらの手元に集計がまいりますのが12月回ってからということで、2か月ほどの誤差がございますので、正確にはどれだけの方が影響を受けたかということとはつかみづらい状況でございます。しかし、今申し上げましたように、旧第2段階の、仮にですね、食費負担が日額500円の方が新制度によりまして390円になる方と650円になる方とこの二通

りに分かれてますが、その比率につきましては、390円の方が2倍、先ほど181人の旧第2段階の方が137名は新第2段階に、64名が新第3段階に移りますので、合計はちょっと合いませんけども、これは旧の方と新の方の調べる月が違いますので、若干増えておりますけれども、比率的には負担減の方の方が少し多いのかなというふうに今のところつかんでおりますが、第4段階の一番高い方につきましては、まだ数が確定していませんので、これだけをもって負担減だということはちょっと口幅ったいかと思いますので、この結果につきましては、また次回でもお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、軽減の基準把握、周知の方法、これは先ほどちょっと述べさせていただいたと思っておりますので、割愛させていただきます。

それから、特別養護老人ホームの待機者でございますが、平成17年10月1日現在、最新版の待機状況を申し上げますと、134名の方が特養待機でいらっしゃいます。摂津市民の方でございます。平成17年4月1日では114名、平成16年10月1日では106名というような経過で進んでおります。ご承知のように、平成16年12月には特養ひかりさんが70床でオープンいたしました、これである程度、吸収できるかなというふうに思っておりましたが、若干伸びていると思っております。しかし、この中身を見ますと、ホームに現在入所中の方も改めて市内の施設を申し込んでいらっしゃるという方ですとか、病院とか有料老人ホーム、グループホーム等々の施設に入所の方もいらっしゃいますので、この134をグッと絞り込んで、どれだけの方

が対象になってくるのかなという、一概にこの134人がすべて待っていらっしゃるといふか、優先度が高いということではないのではないかなと。また、その介護度によりまして、要介護4とか5とか重度の方が51名いらっしゃいますので、それ以外の方については軽度の方ですから、緊急度合いはどうかかなということでございます。

それから、134という数字は他市に比べて多いのか少ないのかと、これも調査いたしましたら、決して摂津市の場合には人口規模に比較いたしました方が多い方ではございません。北摂では2番目に低い待機状況でございます。高槻が一番待機者が低い状況、人口割でございますけれども、決して高い状況ではないので、市内の特養に限った調査でございますが、他市の特養なんかも利用されている方もいらっしゃいますので、この待機者数で多いのか少ないのかはちょっと判断しづらいというふうに思っております。

それから最後になりましたが、財源の構成でございます。委員が試算された国の負担は22%かなということでおっしゃいましたが、我々は18%の1号被保険者の保険料の負担の中で考えておるんですけれども、国の負担が実は25%と言われているのは、これは名目上の負担でありまして、実際はこの25%のうちの5%は、先ほど国保の中でもありましたが調整交付金というような割合でございます。これは後期高齢者の人口割合がどうなっているのか、それから所得階層段階の割合がどうなっているのかというような計算式を補正係数を掛けまして、摂津市の場合には5%をもらえてません。昨年平成16年度の実績では1.99%、平成15年度は2.35%でございます。年々落ちてきています。5%あって

初めて我々18%の保険料率の設定が可能だということをやっておるんですが、

実際は1.99、2%を切りましたので、残り3%分を18%に足して21%で市の保険料を考えていかないといけないという状態でございます。ですから、先ほど上村委員の質問にもございましたが、給付費の赤字、介護保険財政が困っている要因としましては、入ってくるお金が入ってこないという収入減もあるわけでございます。調整交付金が、若い市である、また、所得階層的にも低い方と高い方、基準5段階ありますが、1、2の低い方と4、5の高い方のこの比べ合わせでもって全国平均を上回っていると。ですから補正係数が高くなりまして、思ったような、平均5%の調整交付金がいだけないという状況でございます。

○嶋野委員長 安藤委員。

○安藤委員 ありがとうございます。新しい制度についてはですね、10月からスタートしたものであって、12月過ぎないと正確な数字もつかめないということでございますので、また資料がそろい次第、ぜひその情報も教えていただけたらと思います。

それから、新制度が間もなく来年の4月から新予防給付、地域包括支援センターなどを中心として始まっていくということとあわせて、要支援、要介護の方が細分化されて新予防給付の方に移行していくということの中で、ちょっと介護度別の居宅サービス、それから介護度によって要介護1の方が要介護1と要支援2に分かれて、要支援2の方が施設に入れる介護度にはなくなるということで、その点ちょっとわかればと思っております。お聞きしたんですが、これについてもまたぜひ分析をして、これは利用者の方、それから介護サービスを受けようとする方々

にとって非常に大きな問題であり、不安を抱えている問題、関心事でありますので、市としてはやはり実態を把握していただき、市民への情報提供をしていただく中で新たな計画を、これも市民に公開する中で進めていっていただくということが大事ではないかなと思っています。

そういう点からいきますと、新制度をつくっていく上でまたいろいろな、地域包括支援センターであったり、介護予防、地域の密着型のサービスであったり、それから国の政令等もまだ不十分な点があるとも思うんですけども、順次、そういった情報や政令等ができて、急ピッチでこれから進めていくことになるのかなと思うわけですが、地域包括支援センターにおいては2か年の猶予期間があるとも聞いています。市民の皆さんにきちっとした情報がないままに、言い方は悪いかもしれませんが、見切り発車的に進めるのであれば、逆にちょっと時間をとってですね、本当に地域で密着した予防介護サービスができるような体制をつくっていくということも私は選択肢の1つだと思んですけども、その点は今の段階で答えられる範囲でお答えいただけないかなと思います。

それと財源の問題ではですね、これは介護保険の制度を国に対して保険料の減免、利用料の減免、軽減措置については国の制度としての要求というのはこの間もしてきていただいていると思います。そしてこの調整交付金についても25%の中に入れるんじゃなくて外に出すべきやと。これ25%という財源をもとに保険料が計算されるのに、それが約束されずに介護保険、地域で責任持ってやれているというのは、これはあまりにも無責任な対応だと言わざるを得ないと思うんです。これは市としても、また各市町村同じ思

いだとも思いますので、改めて強く要求をしていただくとともに、要望を挙げていただいて、国の財源をしっかりと確保していただくように要望をしておきたいと思います。

あと1点、軽減の措置については国に求めるのも当然でありますけども、摂津市として、今、保険料段階の細分化であったり料率のときにどのようなことができるかというようなお話もありましたが、利用料が増えていくということも今心配されておりますので、その点についても考えていただくことができないかなというように思います。

同時に、今ある制度が該当する人が漏れなく受けられるような情報提供を、今後、今かなりの部分で周知の方はできているというふうにおっしゃいましたが、新しい制度のもとでもう既に10月から始まっていて、食事も申請をしないと旧第2段階の方が新第2段階になるのに、新第3段階で高い負担をしなければいけないという方がいることもあるのかなと。先ほどの老健の方でも、申告をしていないお年寄りには捕捉ができてなくて、7割の方が国保ですから、そちらの方でお知らせされているというお話でしたけども、残りの3割の方については情報が届いてなくて、ひょっとしたら申請せずに高い負担の方になっている方もいらっしゃるかも知れませんが、そういった情報提供についてもこれからいろいろな枠組み、システムづくりが進められていくと思いますので、その点についても要望しておきたいと思います。

そして、新しい制度について、もちろん現在利用している方、施設の利用者の方、それから居宅サービスを受けておられる方、それから介護事業者の方々、この方々への情報提供や説明というのは当

然のことだと思ふんですけども、40歳以上すべての方々が今、保険料を何らかの形で納付している。これも強制保険でございますね。保険料を払っている被保険者でございますので、広く市民の皆さんにですね、新しい介護保険制度、これ大幅に、今までと大分介護保険の趣旨も変わってくるものであると思ふますので地域での説明会を行うとか、求めに応じて説明に出ていくとかいうようなことを進めさせていただきたいと思ふますが、その辺のお考えについて最後お聞かせいただけたらと思ふます。

○嶋野委員長 井口課長。

○井口介護保険課長 それではまず、介護度別のサービス実態についてよくよく把握をしておきなさいというご指摘でございますが、誠にそのとおりで、これからサービス実態、つかんでいかないと計画にはなりませんので、残された期間ですけれども、万全を期していきたくと思っておりますし、利用者の不安、要するに、介護度認定が要支援1、要支援2という形で新たに認定がされて、施設の入所がだめなんじゃないかというような委員のご指摘でございますが、これにつきましては、平成20年度までの3か年、今入所されている方で仮に要介護1の方が更新のときに要支援1か要支援2という判定が出た場合は、出ていってくださいなんていうことは言えませんので、経過措置を設けてですね、3年間はそのまもらっしゃって結構ですというような措置も考えられておりますので、すぐには利用者の不安をあおるような制度にはなっていないということをご理解をいただきたいと思ふます。

それから、市民向けの情報公開、これは当然のことでございますが、今回のかがやきプラン、介護保険第3期事業計画

につきましても、一定の期間で、市民の方にお示しをしたい、またパブリックコメントという形でご提供させていただきたいというふうに考えております。

それから、急ピッチで進めてですね、改革を、2年の猶予期間もあるのに、そんなに拙速なことをしてどうかというようなお問い合わせでございますが、2年の猶予がございましては、新予防給付と地域包括支援センターの立ち上げに関しては2年の猶予が条例の中で、私どもはできませんというようなことを明記してですね、猶予はできるということは書いてございますが、地域支援事業、要するに介護予防事業を地域で展開する、これについては待たなしでございます。ですので、地域支援事業だけやって地域包括支援センターなり新予防給付は後回しという、こういうバランスの悪いやり方は私どもはやりたくないと。やるからにはセットで包括的に実施していきたくと思ふますので、このために11月から、先般の人事異動もございましたが、準備室を開いたしまして本格的に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、残された時間はわずかですけれども、何とかその中で頑張って計画をつくっていきたくというふうに思っています。

それから、財源の問題ですが、これは要望ということでおっしゃっていただきましたが、我々、当然、歳入が入ってこないということは保険者として政策がやりにくい、事業が展開しにくいということで本当にシビアな問題ですので、これは引き続き強く国に要望していくという気持ちでございますので、ご理解をいただきたいと思ふます。

また、利用料の軽減を設けてはどうかと従来から要望はされておりますが、この状況の中で一般会計からまた繰り入れ

をお願いして、利用料の軽減のための歳入を組むというような今は情勢にはないというふうに思っておりますし、何とかうちなるものから立て直しをして、それから利用料、今1割ですけども、2割、3割になるんじゃないかと噂をされていますけども、当面は1割でいくというふうに私ども理解しておりますので、そのためにも利用料の減免ということについては今のところは考えておりませんので、保険料の減免について今後どうしていくか、そちらの方にもう少し力を入れていきたいというふうに思っております。

それから、新たな制度周知、制度の改正について申請しないと受けれるもんも受けられないという、確かに先ほどの食費の話でもですね、食費負担の分でも2段階の人がそのまま2にとどまるのか3になるのかで大違いだと、確かにそうでございますが、私どもの入所施設に対する周知啓発につきましては、これは施設に入所の方、全員にお知らせをしていただくように施設とタイアップしまして、漏れなく申請書等の配付はさせていただいておりますので、100%市内の施設についてはできているのかなと。

市外の施設を利用されている方については、その施設のやり方もありますけども、私ども郵送、電話等で、こういう制度がありますのでということで紹介させていただいておりますので、施設入所者の方については周知を行き届くように配慮させていただいております。

それから最後になりました。40歳以上の方、被保険者すべての方に周知できるように、何らかの形でいうか、我々もそうなんですけども、払っているばかりで、何で介護保険がうまいことってないんだということを問われても、何か

情報がない限りわかりませんので、広報でも特集を組ませていただきました。運営状況というような中身ではございません。これから介護保険の制度が変わりますよということと含めて、タイムリーに情報を発信していきたいというふうに思っておりますし、介護保険課のロビーを見ていただきましたら制度改正についての手づくりのポスターも張らせていただいておりますし、いろんな関係機関からも制度改正について呼びがかかっています。会派の方からも呼びもかかりました。いつでも呼んでいただきましたら、態勢の整う限り出向いてご説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○嶋野委員長 ほかに質疑ございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野委員長 以上で質疑を終わります。暫時休憩いたします。

(午後3時57分 休憩)

(午後3時58分 再開)

○嶋野委員長 再開いたします。討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野委員長 討論なしと認め、採決します。

認定第1号所管分について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野委員長 賛成多数。

よって、本件は認定すべきものと決定いたしました。

認定第3号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野委員長 賛成多数。

よって、本件は認定すべきものと決定いたしました。

認定第4号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野委員長 賛成多数。

よって、本件は認定すべきものと決定いたしました。

認定第7号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野委員長 全員賛成。

よって、本件は認定すべきものと決定いたしました。

認定第8号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野委員長 全員賛成。

よって、本件は認定すべきものと決定いたしました。

これで本委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午後3時59分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生常任委員長 嶋野浩一郎

民生常任委員 本保加津枝